

内閣委員会議録第十号

平成二十七年五月二十九日(金曜日)

午前九時六分開議

出席委員

委員長 井上 信治君

理事 秋元 司君 理事 龜岡 偉民君
理事 田村 憲久君 理事 谷川 弥一君
理事 中山 展宏君 理事 泉 健太君
理事 河野 正美君 理事 高木美智代君
理事 青山 周平君 理事 池田 佳隆君
理事 石崎 徹君 理事 岩田 和親君
理事 越智 隆雄君 理事 大隈 和英君
理事 岡下 昌平君 理事 加藤 寛治君
理事 門 博文君 理事 神谷 昇君
理事 木内 均君 理事 小松 裕君
理事 鈴木 隼人君 理事 武部 新君
理事 寺田 稔君 理事 中谷 真一君
理事 長尾 敬君 理事 藤丸 敏君
理事 松本 洋平君 理事 宮崎 政久君
理事 若狹 勝君 理事 佐々木隆博君
理事 田嶋 要君 理事 津村 啓介君
理事 古本伸一郎君 理事 山尾志桜里君
理事 小沢 鋭仁君 理事 高井 崇志君
理事 升田世喜男君 理事 興水 恵一君
理事 濱村 進君 理事 池内さおり君
理事 塩川 鉄也君

國務大臣 (内閣官房長官) 菅 義偉君
國務大臣 (国家公安委員会委員長) 山谷えり子君
國務大臣 (経済財政政策担当) 甘利 明君
國務大臣 (女性活躍担当) 有村 治子君
内閣官房副長官 加藤 勝信君
内閣府副大臣 小里 泰弘君

内閣府大臣政務官 越智 隆雄君
内閣府大臣政務官 松本 洋平君
会計検査院事務総局第一局長 榎田 桂君

政府参考人 (内閣官房内閣総務官室内閣総務官) 河内 隆君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 藤山 雄治君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 谷脇 康彦君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 別府 充彦君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 山本 哲也君
政府参考人 (内閣府政策統括官) 田和 宏君
政府参考人 (内閣府政策統括官) 武川 光夫君
政府参考人 (警察庁長官官房総括審議官) 沖田 芳樹君
政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 塩川実喜夫君
政府参考人 (警察庁生活安全局長) 辻 義之君
政府参考人 (金融庁総務企画局審議官) 水見野良三君
政府参考人 (総務省大臣官房総括審議官) 安田 充君
政府参考人 (法務省人権擁護局長) 岡村 和美君
政府参考人 (外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長) 引原 毅君
政府参考人 (財務省大臣官房総括審議官) 迫田 英典君
政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 星野 次彦君

政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 可部 哲生君
政府参考人 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長) 藤井 康弘君
政府参考人 (厚生労働省政策統括官) 今別府敏雄君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 佐々木 良君
政府参考人 (海上保安庁総務部長) 天谷 直昭君
政府参考人 (原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官) 片山 啓君
政府参考人 (防衛省人事教育局長) 眞部 朗君
政府参考人 (日本銀行企画局長) 内田 眞一君
内閣委員会専門員 室井 純子君

委員の異動
五月二十九日

委員の異動
五月二十九日

補欠選任

岩田 和親君 中谷 真一君
木内 均君 門 博文君
平口 洋君 藤丸 敏君
松本 洋平君 鈴木 隼人君
山尾志桜里君 田嶋 要君

同日

補欠選任

門 博文君 木内 均君
鈴木 隼人君 松本 洋平君
中谷 真君 岩田 和親君
藤丸 敏君 小松 裕君
田嶋 要君 山尾志桜里君

同日

補欠選任

小松 裕君 平口 洋君

五月二十八日

T P P 交渉からの撤退を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一一四八号)
同池内さおり君紹介(第一一四九号)
同梅村さえこ君紹介(第一一五〇号)
同大平喜信君紹介(第一一五一号)
同笠井亮君紹介(第一一五二号)
同穀田恵二君紹介(第一一五三号)
同齊藤和子君紹介(第一一五四号)
同志位和夫君紹介(第一一五五号)
同清水忠史君紹介(第一一五六号)
同塩川鉄也君紹介(第一一五七号)
同島津幸広君紹介(第一一五八号)
同(田村貴昭君紹介(第一一五九号)
同(高橋千鶴子君紹介(第一一六〇号)
同(畑野君枝君紹介(第一一六一号)
同(島山和也君紹介(第一一二二号)
同(藤野保史君紹介(第一一二三三号)
同(堀内照文君紹介(第一一二四四号)
同(真島省三君紹介(第一一二六五号)
同(宮本岳志君紹介(第一一二六六号)
同(宮本徹君紹介(第一一二六七号)
同(本村伸子君紹介(第一一二六八号)
T P P 交渉から直ちに離脱することに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第一二六九号)
同池内さおり君紹介(第一二七〇号)
同(梅村さえこ君紹介(第一二七一七号)
同(大平喜信君紹介(第一二七二二号)
同(笠井亮君紹介(第一二七三三号)
同(穀田恵二君紹介(第一二七四四号)
同(齊藤和子君紹介(第一二七五五号)
同(志位和夫君紹介(第一二七六六号)
同(清水忠史君紹介(第一二七七七号)

同(塩川鉄也君紹介)(第二一七八号)
同(島津幸広君紹介)(第二一七九号)
同(田村貴昭君紹介)(第二一八〇号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二一八一号)
同(畑野君枝君紹介)(第二一八二号)
同(島山和也君紹介)(第二一八三号)
同(藤野保史君紹介)(第二一八四号)
同(堀内照文君紹介)(第二一八五号)
同(真島省三君紹介)(第二一八六号)
同(宮本岳志君紹介)(第二一八七号)
同(宮本徹君紹介)(第二一八八号)
同(本村伸子君紹介)(第二一八九号)
関東大震災時の朝鮮人虐殺の真相究明を求める
ことに関する請願(近藤昭一君紹介)(第二二二
二号)
同(横路孝弘君紹介)(第二二二七号)
同(辻元清美君紹介)(第二二五五号)
同(照屋寛徳君紹介)(第二二六七号)
同(吉川元君紹介)(第二二六八号)
特定秘密保護法を廃止することに関する請願
(篠原孝君紹介)(第二二六六号)
は本委員会に付託された。

五月二十九日

一括交付金制度の復活を求める意見書(山形市
議会)(第二二二三号)
いわゆる「慰安婦」問題に関する適切な対応を求
める意見書(東京都西東京市議会)(第二二一四
号)
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に関す
る意見書(福岡県議会)(第二二一五号)
子育て支援の拡充を求める意見書(東京都西東
京市議会)(第二二一六号)
国会決議によるTPP交渉を求める意見書(北
海道当別町議会)(第二二一七号)
国会決議を守れない場合はTPP交渉からの撤
退を求める意見書(宮崎県都市議会)(第二二
一八号)
自殺対策の更なる推進を求める意見書(大阪府

豊中市議会(第二二一九号)
住民の安全・安心を支える国の公務・公共サー
ビス体制の充実を求める意見書(沖縄県与那原
町議会)(第二二二〇号)
「手話言語法」制定を求める意見書(岩手県磐石
町議会)(第二二二一号)
「手話言語法」制定を求める意見書(岩手県矢巾
町議会)(第二二二二号)
「手話言語法」制定を求める意見書(茨城県常陸
太田市議会)(第二二二三号)
「手話言語法」制定を求める意見書(茨城県
高萩市議会)(第二二二四号)
「手話言語法」制定を求める意見書(茨城県笠間
市議会)(第二二二五号)
「手話言語法」制定を求める意見書(茨城県取手
市議会)(第二二二六号)
「手話言語法」制定を求める意見書(茨城県潮来
市議会)(第二二二七号)
「手話言語法」制定を求める意見書(茨城県
県常陸大宮市議会)(第二二二八号)
「手話言語法」制定を求める意見書(茨城県東海
村議会)(第二二二九号)
「手話言語法」制定を求める意見書(茨城県東
(東京都八丈町議会)(第二二三〇号)
「手話言語法」制定を求める意見書(長野県
松川町議会)(第二二三一号)
「手話言語法」制定を求める意見書(長野県高森
町議会)(第二二三二号)
「手話言語法」制定を求める意見書(長野県阿南
町議会)(第二二三三号)
「手話言語法」制定を求める意見書(長野県大鹿
村議会)(第二二三四号)
「手話言語法」制定を求める意見書(長野県南木
曾町議会)(第二二三五号)
「手話言語法」制定を求める意見書(山口県下松
市議会)(第二二三六号)
「手話言語法」制定を求める意見書(山口県光市議
会)(第二二三七号)
「手話言語法」制定を求める意見書(徳島県那賀

町議会)(第二二三八号)
「手話言語法」制定を求める意見書(香川県
善通寺市議会)(第二二三九号)
「手話言語法」制定を求める意見書(愛媛県内子町議会)(第二二四〇号)
「手話言語法」制定を求める意見書(愛媛
(愛媛県北町議会)(第二二四一号)
「手話言語法」制定を求める意見書(愛媛
県愛南町議会)(第二二四二号)
「手話言語法」制定を求める意見書(熊本県大津
町議会)(第二二四三号)
「手話言語法」制定を求める意見書(熊本県菊陽
町議会)(第二二四四号)
「手話言語法」制定を求める意見書(熊本
県南小国町議会)(第二二四五号)
「手話言語法」制定を求める意見書(熊本
町議会)(第二二四六号)
「手話言語法」制定を求める意見書(鹿児島県
於市議会)(第二二四七号)
「手話言語法」制定を求める意見書(鹿児島県さ
つま町議会)(第二二四八号)
「手話言語法」制定を求める意見書(沖縄県宜野湾
市議会)(第二二四九号)
「手話言語法」制定を求める意見書(沖縄県南大
東村議会)(第二二五〇号)
「女性が輝く社会」の実現に関する意見書(愛知
県豊山町議会)(第二二五一号)
「女性が輝く社会」の実現に関する意見書(京都
府精華町議会)(第二二五二号)
「女性が輝く社会」の実現に関する意見書(高根
県益田市議会)(第二二五三号)
青少年健全育成基本法の制定を求める意見書
(茨城県つくばみらい市議会)(第二二五四号)
TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書(北海
道美幌町議会)(第二二五五号)
TPP交渉等国際貿易交渉に関する意見書(北
海道芽室町議会)(第二二五六号)
TPP・環太平洋連携協定交渉における国会決
議の厳守を求める意見書(山形県鶴岡市議会)

(第二二五七号)
TPP交渉に関する意見書(新潟県津南町議会)
(第二二五八号)
TPP交渉に関する意見書(長野県信濃町議会)
(第二二五九号)
TPP交渉に関する意見書(兵庫県小野市議会)
(第二二六〇号)
TPP交渉に関する意見書(兵庫県三川町議会)
(第二二六一号)
TPP交渉に関する意見書(広島県神石高原町
議会)(第二二六二号)
TPP交渉における国会決議の遵守を求める意
見書(高知県土佐市議会)(第二二六三号)
TPP交渉に関する国会決議を遵守し、守れな
い場合は、交渉から撤退することを求める意見
書(長崎県南島原市議会)(第二二六四号)
テロに対する万全の対策を求める意見書(東京
都西東京市議会)(第二二六五号)
テロに対する万全の対策を求める意見書(愛知
県大口町議会)(第二二六六号)
テロに対する万全の対応を求める意見書(鹿児
島県議会)(第二二六七号)
特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意
見書(北海道美幌町議会)(第二二六八号)
特定秘密保護法の慎重な執行を求める意見書
(福岡県小郡市議会)(第二二六九号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
会計検査院当局者出頭要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
女性の職業生活における活躍の推進に関する法
律案(内閣提出第八号)
内閣の重要政策に関する件
公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する
件
栄典及び公式制度に関する件
男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件
警察に関する件

○井上委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本銀行企画局長内田眞一君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として内閣官房内閣総務官室内閣総務官河内隆君、内閣官房内閣審議官藤山雄治君、内閣官房内閣審議官谷脇康彦君、内閣官房内閣審議官別府充彦君、内閣府大臣官房審議官山本哲也君、内閣府政策統括官田中宏君、内閣府政策統括官武川光夫君、警察庁長官官房総括審議官田中芳樹君、警察庁長官官房審議官塩川実喜夫君、警察庁生活安全局長辻義之君、金融庁総務企画局審議官水見野良三君、総務省大臣官房総括審議官安田充君、法務省人権擁護局長岡村和美君、外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長引原毅君、財務省大臣官房総括審議官迫田英典君、財務省大臣官房審議官星野次彦君、財務省大臣官房審議官可部哲生君、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長藤井康弘君、厚生労働省政策統括官今別府敏雄君、経済産業省大臣官房審議官佐々木良君、海上保安庁総務部長天谷直昭君、原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官片山啓君、防衛省人事教育局長眞部朗君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第一局長桜田桂君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○井上委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高井崇志君。

○高井委員 維新の党の高井崇志でございます。きょうは、おとこの風営法の審議に引き続きまして、大臣、局長には、お疲れのところと思いますけれども、もうしばらくおつき合いいただきまして、前回、質問でちょっと聞き切れなかった、時間がなかったギャンブル依存症の問題、それから、インターネットが普及するといろいろいいことがあると思うんですけども、衆議院のインターネット中継がありまして、私の風営法の質疑を見ていただいた方から、いや、風営法にはほかにもこういう問題点があるんだという御指摘をいただきましたので、早速そのことも、きょうは旅館業についての問題点をちょっと御質問させていただきますか。

それでは、まず、前回は、ギャンブル依存症といいますが、所管は、警察ではない、国家公安委員会ではなくて厚生労働省になるということで、ただ、厚生労働省の方には来ていただいていたので、改めてきょう、厚生労働省に来ていただいておりますので、ギャンブル依存症の定義というのはあるのでしょうか。また、ギャンブル依存症の実態調査というのを行っているのか、お聞かせください。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆるギャンブル等依存症の定義につきましては、世界保健機関による国際疾病分類の診断基準がございまして、そこで、かいつまんで申し上げますが、日常生活を損なうまでに患者の生活を支配する、頻回で反復する賭博のエピソードから成り立つというふうにされてございます。

また、ギャンブル等依存症の実態に関する研究結果といたしましては、平成二十五年度の厚生労働科学研究におきまして調査が行われておりまして、この調査によりまして、成人男女約四千人に面接調査を行った結果でございますが、ギャンブル依存の疑いのある方は、成人全体の四・八％、人数にして五百三十六万人と推計されるというように報告をされてございます。

○高井委員 ありがとうございます。

私もその数字は聞いておりまして、特に、おとこの質問でもしたんですけども、男女比というのと、男性が八・八％ですか、先進国、ほかの諸外国に比べても非常に高い数値になっているということなんです。

そういった現状を踏まえて、今ギャンブル依存症に対してどのような対策を行っているのか、質問いたします。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

ギャンブル等依存症につきましては、私ども、適切な治療と支援により回復が可能であるというふうに考えておりますが、その一方で、ギャンブル等依存症の方が必要な治療を受けられていないというような現状がございまして、そのための必要な環境を整備することが喫緊の課題であるというふうに考えております。

私も厚生労働省では、平成二十六年からでございますが、全国五カ所程度の医療機関を依存症治療の拠点機関として位置づけまして、そこで依存症に関する専門的な相談支援、依存症者の家族等への相談支援、また医療機関等の関係機関との連携、調整をございまして、あるいは依存症についての普及啓発等を試行的に実施してございまして。

また、平成二十七年、今年度からはさらに、精神保健福祉センターの職員に対する研修でございまして、あるいは精神保健福祉センターにおける依存症者の家族に対する心理教育プログラムの試行的実施を行うこととしてございます。

私もそういったしましては、こういった事業を通じてまして、依存症対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○高井委員 今御説明いただきましたけれども、ギャンブル依存症というところ、これはもう病気なんですよ。しっかりと国際的にも認められている、治療が必要な病気でございます。そういう意味でいうと、これはギャンブル依存症問題を考

える会の方がおっしゃっているんですけども、ギャンブル依存症から立ち直ったとか更生したという言い方は決して言わないでほしいと。やはり回復したという言い方。それは、ほかの病気が、例えば、糖尿病から更生したとか立ち直ったと言わず、回復したと言ふのと一緒で、このギャンブル依存症というのそういう位置づけでしっかりと考えていく必要があると思います。

我が党は、IR法を推進していくという立場で、法律も出させていただくということでありまして、今後、IR法が通って実際にカジノが行われるようになった場合に、負の側面といましようか、やはり心配をしていかなければならないのが、このギャンブル依存症がふえるのではないかとこの点なので、これも、法律が成立するかどうかというこの前提は抜きに、今後、どのようなギャンブル依存症対策を考えておられるのか。今後の計画、対策をお聞かせください。

○藤井政府参考人 厚生労働省としての今後のギャンブル等依存症対策といたしましては、まずは、先ほども申し上げましたような、依存症治療拠点機関で行っております取り組みですとか、あるいは、今年度から新たに開始いたします精神保健福祉センターの職員に対する研修等を着実に推進してまいることが肝要かというふうに考えてございます。

こうした取り組みを通じまして、地域において、医療ですとかあるいは相談支援等を担っていただく関係機関のギャンブル依存症への対応力を高めていくことで、先生おっしゃっていただきましたような、依存症の方々の治療回復に努めてまいりたいと考えております。

○高井委員 ぜひこは、今後さまざまな場面ですっかりとフォローさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと、ここからは通告しておりますので、大臣にお聞きしたいと思っております。実は、おとこの審議でも局長にはお聞きをし

てお答えいただいたんですけれども、改めて大臣のお考えをお聞きしたいということで、パチンコ、風営法の七号というところで規定をされているわけでありませうけれども、しかし、実態とか分離しているのではないかと。

つまり、ギャンブルではないということで、現金は扱っていないんだ、景品をもらって、その景品をたまたま近くにある交換所で、でも、近くといつても、ほとんど同じ建物の中にあるケースも最近では多々見受けられますし、あるいは、等価交換というのほりが立っている。等価交換というのは、パチンコをやる人はわかると思うんですけども、同じお金が、玉で、返ってくる、そういう意味の宣伝をするところもたくさんある。

あるいは、私はちょっと疑問に思うのは、例えば、テレビの地上波放送で堂々と、パチンコ番組で、幾ら投資して幾らプラスになりました、幾らマイナスになりましたみたいなことが放送されている。

そういうことを考えると、もう国民の誰もが、そういったお金に換金をされる、いわゆるギャンブルになったのではないかとこのように考えていると思うんです。それを、風営法ではそうではないとずっと言っているわけですけども、そういうパチンコをしっかりとギャンブルとして位置づけるといふお考えはないか、大臣にお聞きします。

○山谷国務大臣 パチンコは実態としてギャンブルとなつていのではないかとこのようにお尋ねでございます。

まず、パチンコを風営法の対象としている理由でございますが、パチンコ営業については、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、客の射幸心を著しくそらせることなど、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、または少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるため、客に射幸心をそそのかせるおそれのある遊技をさせる営業として、風営適正化法に基づき必要な規制

が行われているところでございます。

実態としてギャンブルではないかという御質問でございますが、パチンコ営業については、その営業の行われ方いかんによつては客の射幸心を著しくそそのかせるおそれがあることから、現金を賞品として提供することを禁止するなど、風営適正化法に基づき必要な規制が行われているところであり、この風営適正化法で認められた範囲内で営まれている営業については、賭博罪に当たる行為を行つていふとの評価を受けることはないと認識をしております。

○高井委員 私は、パチンコを例えれば禁止しようとか、もうなくしてしまえという立場ではありません。そういうことは申し上げておけませんし、やはり実態として、法律というものが世の中の実態と合つたものになつていないと、国民の皆さんからすると、法律に対しての信頼を失うことになるのではないかとこのことで、より実態に即して、またパチンコ業も、風営法の対象になつていふことによって、後ほどちょっと財務省にもお聞きしたいと思つて、後ほどちょっといろいろな税制上の優遇措置とか補助金とか交付金とか、そういったものが受けられないという状態になつていふ。

そういうことも考えると、風営法の対象ではなく、また別な法律なり形でしっかりと実態に即して位置づける必要があるのではないかと考えています。

これは、でも、何度聞いても同じ答えじゃないかと思つて、それで、もう少し具体的なことを聞きたいと思つて。

おとこの質問でも申し上げたんですが、非常にパチンコにのめり込む、依存症になる方というのは、若い人たちが、二十歳になる成人前でギャンブルを始めた人が、ギャンブル依存症になつていふ方の八五％だ。これはある統計の数字ですけども、そういうデータもあります。

そう考えると、やはりもうちょっと未成年者の入場禁止をしっかりと徹底する、あるいは成年かどうかを識別する。今、たばこかではそういう

たこともやられていますし、それから、今回、マインバーもスタートいたしますので、そういうことも考えれば、成年を識別するシステムというのを導入する、そういうことをこのパチンコ業に対して指導していくことが必要ではないかと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○山谷国務大臣 パチンコ営業については、風営適正化法において、少年の健全な育成に障害を及ぼすことのないよう、営業者に対し、十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止するとともに、営業所の入り口に十八歳未満の者が立ち入つてはならない旨を表示することを義務づけているところでございます。

これらの規制に反する行為の取り締まり等を通じて、引き続き、パチンコ営業の適正化を進めるように警察を指導してまいりたいと考えております。

○高井委員 それではなかなか十分じゃないかな、かなり若い方が自由に出入りできる雰囲気ではないかと思つて。

あと、予防といふまいしょうか、やはり、ギャンブルに依存していくとこんな大変なことになるまいすよといふことをもつと普及啓発すべきではないかと思つて。お酒とかたばことか、あるいは公営競技、競輪、競馬などもかなりそういった宣伝をしている、CMなどで流しているように聞きます。

それに比べると、パチンコというのは、なかなかそういったPR、予防の普及啓発が十分ではないなと感じるんですけども、大臣、これをもうちょっと力を入れて取り組むというお考えはないでしょうか。

○山谷国務大臣 パチンコののめり込み問題への対策についてでございますが、その必要性、重要性を業界自身が理解し、積極的に推進することが重要だと認識をしております。

業界団体では、パチンコに関し問題を抱える者からの電話相談を受け付ける機関として、リカバリサポート・ネットワークを設立しております

が、この取り組みが広く認知されるよう、店内におけるポスターの掲示やポケットティッシュの配布など広報啓発活動に積極的に取り組んでいるほか、「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。」などののめり込み防止のための共通標語をパチンコ営業者の広告に挿入する取り組みも行つていふところでございます。

警察といふしましても、それらの対策を含めて、パチンコののめり込み問題への対策については業界に対して継続的に要請を行つていふところでありまして、引き続き、業界を適切に指導していふように警察を指導してまいりたいと考えております。

○高井委員 それでは、もう一点、おととい、これも私から申し上げたんですけども、金額とか時間を自分で管理できるようなシステム、あるいは、家族からの申し出によつてその依存症の方については入場を制限できるようなシステムというものも考え得ると思うんですけども、そういったものの導入を指導するお考えはありませんか。

○山谷国務大臣 パチンコののめり込み問題への対策については、その必要性、重要性を業界自身が理解し、積極的に推進することが重要と認識しております。業界団体としても、のめり込み防止対策としての営業所内外における注意喚起、広報啓発、そしてまた、先ほど申しましたリカバリサポート・ネットワークの支援及び同機関の周知徹底、駐車場の見回り活動等児童の車内放置事案防止対策の実施等の活動を継続的に進めていふと承知をしております。

警察としましても、それらの対策を含め、パチンコののめり込み問題への対策については、業界に対して継続的に要請を行つていふところでありまして、引き続き、業界を適切に指導していふように警察を指導してまいりたいと考えています。

○高井委員 私が申し上げたいいろいろなシステムとか制度は非常に有用ではないかと思つて。ギャンブル依存症問題を考える会の方からも提案がありますので、ぜひ前向きに御検討いただけた

らと思います。

それでは、私が、なぜパチンコ業を風営法の対象にするのかというところを申し上げるのは、実は、風営法の対象になることによって、これも前回申し上げたんですけれども、雇用促進税制という、今パチンコ業界にたくさん若い方々が勤めておられますけれども、そういった税制の対象にはならないという実態があります。

これは、きょうは財務省に来ていただいていますけれども、なぜ雇用促進税制の対象にならないんでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の雇用促進税制でございますけれども、まず、政策税制の対象となる業種、事業者等につきましては、個々の措置ごとにその政策目的を踏まえて範囲を定めてございます。他の法令による規制の対象となっている業種については、その規制の目的とのバランスを考えて、あえて政策税制で支援すべき業種であるかどうかを検討し、対象業種を絞り込むといったようなことがございます。

御指摘の雇用促進税制につきましては、平成二十三年度税制改正で設けられたものでございますけれども、雇用の受け皿となる成長企業を支援するという政策目的を持っておりまして、これを踏まえつつ、他方、風営法におきまして、善良な風俗を保持する等の観点から特別な法的規制を設けている趣旨に鑑みまして、あえて雇用増加のインセンティブを付与することはふさわしくないと考えています。こうした規制を受けている事業者を対象から除外したものでございます。

○高井委員 こういう税制とか補助金とか、財務省の方にお聞きしたら、相当範囲が広いので、どれだけ風営法が除外されているかというのはなかなか答えようがないということなんですけれども、かなり多くの部分が、風営法であれば除外、一律除外というような感じがいたしますので、そういう意味では、今御答弁いただきましたように、一つ一つの業種をよく見ていただいて、そこ

がまさに雇用の受け皿になっているのかどうかというようなことをよく御検討いただいた上で御判断いただきたいと思っております。繰り返し申し上げますけれども、パチンコ業というのを実態に合うような形に位置づけ直すということが大事ではないかと私は思っております。

それでは、残った時間は、旅館業について、風営法の対象となっていることであるという問題と、この課題がありますので、以下、お聞きをしたと思います。

まず、こんなケースは風営法違反に当たるのではないかと質問なんです。

例えば、小学校の修学旅行で、到着が午後二十時以降に宴会場で食事をするようになった、あるいは、深夜便で到着した海外旅行者に零時過ぎに飲食を提供したら風営法違反になるのではないかと、あるいは、就学前の児童を連れた家族旅行で来た方が宴会場を利用して飲食をしたら、許可を得ていないところがやったら風営法違反ではないかという御指摘があります。いかがでしょうか。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

まず、前提といたしまして、風営適正化法は、もう御案内だと思っておりますが、当然、旅館自体を規制対象としたしておるものではございませんで、旅館の中で風俗営業を営もうとするというような場合に、その風俗営業の部分について規制をする、許可をとっていただく、こういうことでございます。

そこで、例えば、その旅館が風俗営業の許可を受けている場合に、年少者の立ち入らせ規制の対象となる場所はどこかと申しますと、それは、当該旅館の中で実際に風俗営業が営まれている区域ということになるわけでございます。

したがって、例えば、旅館内のある宴会場でコンパニオン等による接待が行われているような場合、その宴会場に十八歳未満の者を客として立ち入らせることはできないわけでございますけれども、それとは別の宴会場で、接待を

行っていない、風俗営業を営んでいないというところについては、十八歳未満の者に食事をさせるというところは禁止されていないところでございます。

したがって、実際に風俗営業が営まれている部屋であれば、小学生の修学旅行や児童を連れた家族旅行で食事をしていただくということは可能でございます。

また、零時過ぎに旅行者に食事を提供することについては、客を接待したり、あるいは客に遊興をさせたりということをしなない場合は可能ということでございます。

○高井委員 つまり、風俗営業を営んでいる部屋はだめということなんですけれども、それは、コンパニオンの方がずっといる時間に子供を連れていくのはどうかと思えますけれども、別にコンパニオンさんがいない時間でも、その大広間、宴会場はもう風俗営業の場所ということですか。

○辻政府参考人 ちよつと説明が足らなかったかもしれないけれども、先生がたまたまおっしゃったような形で、今この部屋はコンパニオンさんがいらして接待をしています、そのときは年少者は立ち入りできませんよ、こうなっておりますが、そのお客さんも帰り、コンパニオンも全部帰ってしまった、その状態で、お料理を食べて、ただお食事をされるという場合は、そこは風俗営業は営んでいないというふうに考えておりますので、そこで、同じ部屋で受け入れて、御家族で、子供さん同伴でお食事をしていただくということには問題はないと思っております。

○高井委員 そうですか。何かその辺が現場まで本当に徹底されているのかなと。結構大きな旅館を営む方から今回聞いているお話なんですけれども、警察の方に指導を受けるときの基準が非常に不明確だと。

つまり、接待というのがあれば風俗営業になる、接客ではなくて接待なんですけれども、では、例えば、宴会場で、仲間さんがそこにいる

る会話を、料理を食べながらちよつと引きとめられて会話をするのは接待で、料理の説明だったらオーケーだとか、お酌はしちゃだめよとか。あるいは、私が聞いているのは、量の部屋だとそれはもう接待、風俗営業の場所になる、量じゃない、普通のレストランならオーケーだということなことを聞くんだけれども、そういった、いろいろ解釈が分かれるようなことになるのは、接待の定義、判断基準、こういったものが明確じゃないからと思うんですが、それはどうなっているんでしょうか。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

風営適正化法第二条第三項におきまして、「接待」とは、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。」というふうに定義をされているところがございます。これは、慰安や歓楽を期待して来店する客の気持ちに添えるため、営業側側の積極的な行為として、相手特定して、継続的な談笑、お酌、ゲームの実施、身体の密着等の興趣を添えるサービス等を行うことをいうものと解釈されているところでございます。

具体的な例といたしましては、特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり酒等の飲食物を提供したりする行為や、客とともに遊戯、ゲーム、競技等を行う行為等がこれに該当するとされておりますけれども、例えば、お酌はするけれどもその後速やかにその場を離れる場合などは接待には当たらないということで、そのあたりの解釈につきましては、警察庁のウェブサイトで公表するなどして明確にするようにいたしているところでございます。

○高井委員 今も、身体の接触があるという表現がありましたけれども、ここまでは実際やっていないと思えますけれども、例えば、高齢者の方とか視覚障害者の方を手を添えて客室へ案内するのなどもなんだろうとか、そういう議論が実際に旅館と警察の中で行われていたという。この指摘をいただいた方からすると、では、アイドルの握手会はどうなんだと。歓楽的雰囲気といいました

か、よっぽどそっちの方が歡樂的な行為なのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

風営適正化法上の接待につきましては先ほど御答弁させていただいたところでございまして、高齢者や身体の不自由な方に対し体を支えたり誘導したりするために接触する行為は、当然のことながら、ここにいる接待には当たらない。歡樂的雰囲気を出し出す方法により客をもてなすことというふうには接待は定義をされておりますので、倒れそうになるというようなことで支えるとか、そういうことはここで申します接待には当たらないということ、このために、飲食店でそのような行為をされることにつきましては特段規制をしているということではないとございします。

○高井委員 その基準が不明確だと、いろいろ現場では混乱が起きるといふ例じゃないかと思ひます。

もう一つ、ちよつと具体的な話で恐縮ですが、旅館の中にバーがあるというケースがありますね。そのバーが入り口から見えたらだめなんだ、風営法の対象になるんだ。男性一人が接客しているようなバーで、ホテルのロビーに併設したようなところというのがあると思ひますけれども、これも入り口から室内が見えたらだめなんだ、そういう規制だと聞いているんですけども、そのとおりなんですか。

○辻政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のバーが仮に風俗営業に該当する場合には、風営適正化法により、客室の内部が営業所の外部から容易に見通すことができないようにしなければならぬこととされております。また、御指摘のバーが仮に風俗営業ではなく深夜飲食店営業に該当する場合は、風営適正化法上は外部からの見通しに関する規制は設けられていないとございします。

○高井委員 その風俗営業になるかどうかという基準は、さつきおっしゃった基準ということでは

しょうか。この場合でも、男性スタッフが一人で接客しているというような場合はどうなんですか。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

具体的にちよつとどういふお店かわからないのでもありますが、そこが風俗営業に当たればということでもございまして、まさにその男性の方が、先ほど申しましたような意味での接待をおやりになるということであれば、風俗営業になっているのだと思ひますけれども、一般的に申し上げますと、カウンターでバーテンダーの方が単にお酒をつくっておられるという場合に、それが風俗営業に当たるような営業形態なのかということ、お尋ねをいただきましたときに、私もちよつと印象としては、イメージとしては持ったところでございします。

○高井委員 局長が事務方の責任者だと思ひますけれども、なかなかさういふ、局長でも判断に迷うようなケースというのがある。そのくらい曖昧だと、どうしても現場は厳しく厳しくなつていく実態があるからこそ、こうしてわざわざ私にも申し出があつたんじゃないかと思ひますので、最後に大臣に、いろいろ聞いていただいて、恐らく、大臣、こういう実態が現場ではあるということとはなかなかお耳には入つていなかったんじゃないかと思ひますけれども、今一連のことを聞いて、旅館業に対するこういふた風営法の適用を見直すという考えはないでしょうか。

○山谷国務大臣 風営適正化法について、旅館業に関するものも含め、規制の具体的な内容や基準等を下位法令において明示するとともに、詳細な解釈を示した解釈運用基準を警察庁のウェブサイトで公表し、周知を図つていくところでございしますが、今委員からいろいろなケースについての質問がございました。同法の解釈をより明確に事業者に御理解いただけるよう、事業者からの相談への対応やウェブサイトへのさらにわかりやすい説明資料の掲示等について検討するとともに、こうした明確な解釈のもとで、同法が一層的確に運用

されるように警察を指導してまいりたいと思ひます。

〔委員長退席、亀岡委員長代理着席〕

○高井委員 現場をしつかり指導していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○亀岡委員長代理 次に、興水恵一君。

○興水委員 公明党の興水恵一でございます。

本日は、一般質疑のお時間、機会を与えていただきまして、心より感謝を申し上げます。私の方からは、ちよつと大きないろいろなテーマについて、この際、一つ一つ確認をさせていただきたい、そんな思いでございます。質問させていただきます。

今、日本は、かつてない、今までにない人口減少社会を迎えている。また、世界でも類を見ない高齢化が進展する中で、いろいろな政策が岐路に立たされている。そこどうやって適切に対応して持続可能な社会を構築していくのか、これが大きな大きな課題だと私は思ひます。

特に、高齢化が進展する中で、日本の誇る社会保障制度は給付総額がどんどん膨れ上がつていく。一方で、それを支える財源、そのサービスをどう維持していくのか、そういった課題もある。また、人口減少する中で、最近、景気も回復している、労働力の需要はあるけれども、生産労働力人口も減少していく、こういった社会の中にあって、どのような形でこの日本の活力を維持していくのか、そういった課題もあるのかなと。

最近では、生涯現役、そんな言葉もあるんですけども、一人一人、そういった本人の意思を尊重しながら、また意識をしつかりそういった点に持つていただながら、さまざまな改革が必要であるのかなと感じております。

政府として、これから制度を改正する、あるいはガイドラインを引く、それだけではなかなかうまくいかない。国民の皆様がしっかりとそういった現状を認識して、また現実を理解しながら、政府と国民一体となつて、その改革、またこの危機を乗り越えていく、そういった取り組みがこれか

ら特に必要ではないか。

そういった観点でまず質問をさせていただきますが、内閣として、国民の理解と協力が必要と思はれる重要な政策については戦略的な広報活動を積極的に展開するべき、このように考えますが、見解をお聞かせ願ひます。

○別府政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘のありましたとおり、内閣の重要施策を効果的に推進するためには、国民の皆様への御理解を得ることがまず何よりも必要不可欠だと考えております。その意味で、まさに重要施策を戦略的に広報活動を展開していくということは極めて重要でございますので、当然、関係省庁はもとよりでございますけれども、政策テーマに応じまして、政府一丸となつて積極的にやるべきだと思ひます。

○興水委員 ありがとうございます。本日に、できるだけいろいろな情報を適切に、効果的な、戦略的な取り組みをお願いしたい、このように思ひます。

そこで、今、二〇二五年問題、いわゆる約八百万人の団塊の世代の方が七十五歳以上になられる、そのときの介護や医療の需要が相当高まつていくのか。地域包括ケアシステムということも挙げられて、また、さまざまな制度改正、改革もプログラムに沿つて進められていくところだと思ひます。

このような改革の中にあつて、やはり制度とか枠組みをどうやろうとしても、地域の住民の皆さんの意識、例えば病院完結型から自己完結型の医療と言われるんですけども、いわゆる治す医療から、寄り添いながら、住みながら地域で安心して家族とともに暮らしていく、そういったことを目指すにしても、本人も家族もそういったことを意識しながら、生活のあり方を、将来をしつかり見据えて準備していく必要もあるのかなと。突然言われても、なかなかそれができない。そういった意味では、しっかりと広報活動が必要なの

かと。

そういった意味で、二〇二五年に向けて社会保障制度改革を確実に進めていくためには、その制度を支える財源の確保や個々のサービスの適正化などにおける現状の課題を、それぞれの地域住民や自治体とちゃんと問題意識を共有しながら、そして、制度のあり方、改革の内容について理解を得て、適切に進めていく、そういった一体となった取り組みが必要だと思います。

そのためには、先ほど内閣でも確認させていただいたように、厚生労働省としても適切な広報活動というものが必要だと思うんですけども、その点についての見解、考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○今別府府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように、社会保障制度改革を進めるに当たって、まさに、地域の自治体なりあるいは住民と一体となった広報活動、啓発活動というのは非常に重要だと思います。

今、内閣府の方から答弁をいただいたように、政府としての広報活動はもちろんであります、それに加えて、私ども、やはり地域の自治体、あるいは私どもの地方の支分部局を通じてさまざまな広報活動をやっております。

とりわけ厚生労働省といたしましては、社会保障制度の今の現状あるいは改革の意義、そういうものを理解していただくということで、次世代にきちんと引き継ぐという観点から社会保障教育というのを非常に重視しております、去年の七月にまとまりました研究会の報告に基づきまして、全国の高校全てに教材を配って、教育委員会あるいは先生方の研究会まで出向いていって、実際の社会保障教育の実が上がるようにという努力も続けております。

引き続き、いろいろな活動を通じて、できることは全てやるということで努力をまいりたいと考えております。

○興水委員 どうもありがとうございます。

二〇二五年問題と言われても、二〇二五年とい

うのはあつという間に来てしまいます。制度改革だけでも大変な中で、それと並行して、地域の皆さんの意識、協力、そういったものをしっかりと得られるような環境整備。

特に、私も現場で、今、地域包括ケアシステムという形でいろいろな取り組みをさせていただいているんですけども、まだまだ、こういったイメージで、自分たちがどうやってこの地域で住まいを持って、そして医療と介護、いろいろなサービスが受けられて安心して住み続けられるのか、なかなかイメージが固まってこない。

そのイメージをどうやって現場と私たちが共有していくか。そして、そのイメージができないと、二〇二五年、なかなかその難しい問題を解決できない、混乱を来す可能性があるということ、お互いにそのイメージを共有しながら、目指すものを一つにして、何とかこういった少子高齢化、そして超高齢化社会の新しい日本のあり方、そういったものを追求しながら、情報も共有しながら取り組んでいきたい、また皆様とともに協力していきたい、このように思っていますので、よろしく願いをいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。きょうは有村大臣にもいらしていただきました、男女共同参画社会における労働者のワーク・ライフ・バランスについて質問をさせていただきます。

今のさまざまな社会情勢の変化に対して、男女共同参画社会を前提とした今後の労働のあり方、これも丁寧に分析をしていくことが必要かなと。人口が減少していく中で企業の生産性の維持や向上、そういったものを考えると、やはり働き手に負担がかかるというか、労働時間といった問題もいろいろ課題が出てくるのかもしれない。

また同時に、さまざまな中で、労働者の所得もしっかりと向上させていくことが生活を支える基盤にもなってくる。将来の日本での働き方、また生活の仕方、あるべき姿をどう具体的にイメージしていくか、検討していくのか、これも今

大事な、このように感じるわけでございます。

人口が増加して経済が成長する時代から、人口が減少して経済が成熟してきている、またグローバル化による競争の激化、こういった中、また技術革新も、私も昔、技術畑で仕事をしていたんですけども、三年に一回、新製品とか新しいものを開発すればよかったものが、会社にいるうちに、だんだん、二年に一つは新製品、一年に一つ、半年に一つ、そういうふうな競争が激化して、またその製品のライフサイクルも短くなってくる。そうすると、その一つ一つの負担も大きくなってくる。そういった状況がさまざまな変化してくるわけでございます。

こういった中で、現在、ワーク・ライフ・バランスの推進、日本人の画一的だと言われた、働き過ぎと言われた日本の働き方を見直され、仕事一辺倒のスタイルから、仕事とともに趣味や家族との時間を大切に、可能な限り短時間で効率的に働く、そういったことを今目指していると思っています。

また、特に高齢化が進む中では、いよいよ介護という問題が各家庭に出てきたときに、長時間勤務やフルタイムの勤務が困難になる労働者もふえてくる。このような状況を踏まえて、今後、さまざまな問題をよく考えながら、働き方の見直しが必要かな、このように感じます。

そこで、働き方の実態及び課題をしっかりと把握するとともに、長時間労働の抑制や多様な働き方の実現に向けたワーク・ライフ・バランスの取り組みをまさに一層進展させることが求められていると思いますが、有村大臣の見解をお聞かせ願えますでしょうか。

○有村国務大臣 興水委員にお答えいたします。委員御指摘の問題意識、全くもって共鳴、共感をいたします。

これから本格的に人口減少が厳しくなっています。その中で、とりわけ減少幅が最も厳しいのは、高齢者層でも若年層でもなく、労働生産人口、その減り幅が、最も厳しい割合で減っていく

ます。この現状を鑑みますと、我が国が将来にわたっても活性化を続け、持続的に成長していくためには、御指摘のワーク・ライフ・バランスの実現というのが最も大きな課題の一つの柱だということに認識をしております。

今まで子育てや介護などで時間制約があるという人が何人かいたという前提ではなくて、働き方に時間制約のある人がマジョリティー、大多数だという前提に立つて、制度や仕組み、意識を変えていかなければならないというふうに思っております。その上で、多様な働き方や生き方が選択され、また尊重される社会になっていくという大きな変革を私たちができるかが、日本の威信に直結するというふうに確信をいたしております。

仕事と生活の調和憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針に基づいて政労使が連携して取り組みを進め、その効果を検証した上で今後の課題等を提示する調査の重要性は共有をいたします。

毎年、政府は、仕事と生活の調和レポートというものを公表しておりますが、ことしも二月に仕事と生活の調和レポート二〇二四を出させていただきました。そのサブタイトルは、まさに「仕事は「時間」から「質」の社会へ」というふうになっております。

人は評価される物差しによってその能力を伸ばすというふうに使われます。そういう意味では、人を評価する物差しが、時間の長さではなく、まさに仕事の効果によって評価される、そういう土壌や仕組みや社会の意識ということを、果敢に、関係省庁とも連携をしながら、取り組みを加速させていきたいと考えております。

○興水委員 ありがとうございます。まさに私もそのとおりだと思います。

そこで、具体的にワーク・ライフ・バランスを考えたときに、仕事をいかに効率的に、また圧縮した形で成果をしっかりと出せる、そういった環境をつくるか。それがなければ、幾らワーク・ライ

フ・バランスを考えて、また会社でも思ったとしても、なかなか、やはり成果を出さない限りは会社も存続しない、また生活もできないという部分では、どうやってその圧縮した形で成果を追求していくのか、効率的な仕事のあり方というものを考えていくのか、これが大きな課題になるのかなと思うわけでございます。

そこで、このワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めていくためには、まさに仕事の質を高める、いわゆる生産性を向上させる、こういったことが重要であって、ここがなくてはライフの方になかなか時間を割けないと思うわけでございませうけれども、この点についての有村大臣の見解をお聞かせ願えますか。

また、それを何とかやるためには、何としても生産性を向上させなければいけないと思うんですけども、でも、できましたら、そういったことに対しての決意もお聞かせ願えますでしょうか。

○有村国務大臣 お答えいたします。

ワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、それぞれの意識改革も重要でございますが、何よりも、組織のトップの継続したコミットメントが不可欠だと認識しております。トップが継続して言い続けて、行動し続けて、励まし続けて、仕組みを不断に見直していただくということが肝要だと考えます。

短時間で成果を出す働き方に変えていくことが重要だということを考えますと、特に私が委員と問題意識を共有した上で強調したいのは、単に生産性を上げること、ここは誰も反対されないわけですが、一般的に申し上げますと、日本は、現業、とりわけ生産現場での効率性やあるいは生産性は世界トップレベルだと指摘されます。その一方で、事務職、いわゆるホワイトカラーの生産性がOECDと比較しても極めて低いと指摘されます。そういう意味では、事務職、ホワイトカラーの生産性を上げていく。

とりわけ、この中では、単に効率をちまちま上げるという段階ではありません。それを引き続

きやりながらも、大胆に仕事を見直して、業務の削減を含めて、大幅に業務のあり方、進め方を変えていただく。そのためのトップとしての決断と裁量ということができるようにしていきたいというふうに思っております。

そして、これを進めることは、単に倫理的にいいというだけではなくて、企業の競争力の強化、世界で対等に伍していき続けるためにも、社会の生産性を高めて、我が国の持続可能性に貢献するのだということのメッセージも常に出していきたい。その実現に向けて、先ほど御紹介した取り組みなど、関係省庁と連携しながら強めていきたいというふうに考えております。

○興水委員 どうもありがとうございます。まさにその取り組み、本当に期待をしているわけでございませう。

現場の、私も仕事をやる上でイメージを結構大事にするんですけども、例えば家庭に介護が必要なお父さん、お母さんがいらっしゃる、でも、重要な仕事を抱えて、そして能力がある、そういった方が介護があるということで会社を退職するようないことがあつては、また非常にもったいない話。

そういう意味では、私も企業にいましたので、まず集まって、問題点に対して現状を共有して、それぞれ、誰がいつまでにどういった調査をして、ここで持ち寄って解決策を追求しようじゃないか、そして、それぞれ散ってやるわけです。まず、そういった会議の場なんかは、テレワークとよく言われるんですけども、一定の時間に、家でもどこでも一緒になって会議をする時間帯を決めていく、そして、そこで打ち合わせる。打ち合わせたことを、今度は自分なりに、現場に行かなければいけないこと、デスクワークでできること、整理をしながら、そして成果を求めていく。そのときに、会議に出るときにはヘルパーさんに来てもらう、また、現場に行つて調査をしなければいけないとき、計画的にこの日は来ていただいて、あるいはショートステイを使って、そして

仕事と介護を両立させながら、より効率的な仕事を実現していく。そういったモデルとかイメージを持ちながら、具体的にテストをしながら、それを横に展開していく。そういった具体的なイメージを持ちながら、このワーク・ライフ・バランス、何としても実現をしていただきたい、このように思うわけでございませう。

そして、今、ちょっと具体的なイメージということでお話をさせていただいている中で、一つだけ、もし答えていただけるのであればということに質問させていただきます。

先日、小泉政務官がここで、少子化対策ということで私的な意見を述べられました。私、非常に感動しまして、今、第三子に対していろいろな対応というか支援があるんだけれども、私としては、第三子まで届かない、まず第一子にしてほしいんだ、そういった現場の思いというのは、ああ、なるほどなど。第三子となると、二人目があつて三人目で遠い話だ、余り自分たちには関係ない、でも、第一子に支援があるとなると、これはという、そういった思いになるという現場の意識、ああと思ひました。

そんなときに、これが適切かどうかかわからないんですけども、三十歳以下で結婚してお互いに子供が生まれた場合はその支援が倍になるとか、そして、とにかく第一子が生まれることによって二子、三子の可能性が生まれてくる、そういった現場、現実のお声を聞きながら、その生活に根差した形で制度の推進というものがより効果的な政策につながってくるのかなと。そういった面では、本当に現場の意識をよく確認しながら、また、実態の中で即した制度の取り組みが必要かと思うんです。

ちょっと申しわけないんですが、この点について、もし御感想があれば一言いただけるとありがたいんですけれども。

〔亀岡委員長代理退席、委員長着席〕
○有村国務大臣 この三月に、今後五年間のあり

ようを定めていく少子化社会対策大綱を閣議決定させていただきました。そこで初めて、第三子以降の多子世帯をさらに応援していこうという価値観を明確にさせていただきました。同時に、少子化対策という意味では、妊娠、出産、子育てという従来の段階だけではなくて、そもそも結婚の機会を応援していこうという価値観を初めて出させていただきました。

時間の制約で短くいたしますが、この三十年で、第一子を出産するお母さんの年齢は実に四年もおくられて、ビハイインド、後ろになつていきます。一九八〇年代は二十六・四歳で第一子出産、今、お母さんたちは全国平均で三十歳を超えました。そういう意味では、第一子が授けられるような、そしてその希望がかなうようなこと、そしてそれが若い段階でできるような、そういう支援ということを積極的にやっていきたい。

問題意識を共有して、第一子が生まれないと第三子も生まれませんので、そういう意味では、早い段階で希望がかなうようなところに集中的にここは加配をするなど、重点化を明確にしていきたいと考えております。

○興水委員 どうもありがとうございます。突然で、どうも済みません。では、次の質問に移させていただきます。多文化共生ということで聞かせていただきたいと思ひます。

今、日本、約二十万人の定住外国人の方がいらつしやる。そういった定住外国人の皆様が、ここで子供が生まれて、また新しい第二世が成長する、そういった一つ一つの段階において、安心してここで暮らせて、そして日本の社会を担う一員としての自覚を持ちながら成長していくことは非常に大事なことで、また、そのことが日本の将来の安心と安全、さらなる成長にもつながってくるというふうに私は考えているわけでございませう。この取り組み、まず、国として、どのような形でこの多文化共生に対しての取り組みを進められているのか、教えていただけますでしょうか。

○武川政府参考人 内閣府におきましては、平成二十年以降の厳しい経済状況のもとで生活困難な状況に置かれました日系人を初めとする定住外国人を支援するため、関係府省から成る日系定住外国人施策推進会議を開催し、累次にわたって対策を策定いたしております。

昨年三月には、永住者として在留する者の割合の高まりなどの日系定住外国人に関する情勢の変化を踏まえ、「日系定住外国人施策の推進について」を取りまとめたところでございます。具体的には、日本語教室の実施、公立学校による受け入れ体制の整備、日本語コミュニケーション能力の向上等を目的とした就労準備、医療通訳が置かれた病院の整備等の施策を盛り込んだところでございます。

内閣府におきましては、引き続き、関係省庁や自治体と連携しながら、日系定住外国人施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○興水委員 どうもありがとうございます。

内閣府として、こういった取り組みが進められている。しかし、今、日系の定住外国人というところで、地域には、日系でない外国人の方もたくさんいらっしゃると思います。それぞれ現場で対応されている。

そういった取り組みの中におきまして、総務省として、地域での取り組みに対してどのような認識をお持ちなのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○安田政府参考人 外国人住民が増加している現在、自治体にとりまして、外国人住民との多文化共生に取り組むことは重要な課題になってきているというふうに認識してございます。

総務省におきましては、平成十八年に多文化共生プランを提示いたしまして、各自治体において、地域の実情に応じた多文化共生の計画や指針の作成を促してきたところでございます。このプランの提示から約十年が経過いたしました。外国人住民の出生地が多様化し、また高齢者対策や就学、就労支援施策の比重の高まりなど、施策課

題の重点もシフトしてきていると認識しております。

総務省といたしましては、時代に対応し、地域の課題解決に資する多文化共生施策を推進してまいりたいと考えております。

○興水委員 どうもありがとうございます。

今、内閣府の方では、日系定住外国人、そういった形でさまざまな取り組みを進められて、地域で現場に即した取り組みが進められている。日系定住外国人約二十万人ということで、約一割、それ以外の百八十八万人、その皆さんがまだいる。それぞれの地域でいろいろな取り組みをされている。

今後は、この全体観に立って、日系外国人の方も、また地域に住んでいる方も、総務省また内閣府とよく連携をとりながら、全体としてこういった形で、将来、外国定住者の方が、安心して、この日本の環境の中で、一人の、支える一員として大きく成長できるか、生活できるか、そういったこともぜひ考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、核兵器のない世界を目指しての日本のリーダーシップについて伺いたいと思います。

先日、NPTの再検討会議では、残念ながら最終文書の採択には至らなかった。しかし、その際、日本が核の非人道性を一生懸命訴えて、そして、広島、長崎の地、また被爆地で、そういった皆さんを集めて、NPTという会議ではなくて、新しい、民間レベル、また一人一人の思いから新しい情報を発信していく、そういった土壌はできたのかな、このように考えているわけでございます。

まさに原爆が投下されて七十年の節目に当たる、こういったときに、あらゆる人脈を使いながら、被爆地である広島と長崎に世界のリーダーあるいは世界のミュージシャンや俳優などを迎えて、新たな核兵器のない世界へのメッセージを発信し、そのことで世界じゅうの核を廃絶するための意識を醸成していく、こういった取り組みも必ず

要かと思うんですけれども、考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○引原政府参考人 お答え申し上げます。

我が国は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器国と非核兵器国が協力をしていくということが不可欠であると認識しております。そのための触媒として、核兵器の非人道性に対する認識の共有というのは極めて大切でございます。

核兵器の非人道性の認識を高めるためには、ただいま委員御指摘ありましたように、各国の政治指導者あるいは若者、世界じゅうのさまざまな人たちが広島、長崎を訪れて、自分の目で被爆の実相に直接触れていただく、それによって、核兵器のない世界に向けた思いを共有していただくということが大変有意義でございます。これが、核兵器のない世界の実現に向けた機運を高め、国際的な核軍縮・不拡散の推進につながるものと認識をしております。

こうした観点から、我が国といたしましては、例えば、昨年四月に軍縮・不拡散イニシアチブの外相会合を広島で開催いたしました。その際に、このグループのメンバーの外相その他多くの方々には被爆の実相に直接触れていただく、あるいはこのグループ参加各国の若者によるユース非核交流プログラムといったようなものも実施したところでございます。

また、そのほかにも、これまで、さまざまな機会、各国要人や国際機関の長の訪日の機会等には、広島、長崎への訪問の機会を設けるように努めているところでございます。

また、我が国は、先週開幕いたしました二〇一五年NPT運用検討会議の初日に、岸田大臣から、一般討論演説の中で、世界の政治指導者あるいは若者が被爆地を訪問し、自分の目で被爆の実相を見ていただく、このことを呼びかけ、最終的にコンセンサスは成立いたしました。最終的な趣旨が盛り込まれたというところでございます。

今後の具体的な取り組みといたしましては、例えば、本年八月に広島で予定されております国連軍縮会議、あるいは十一月に長崎で予定されておりますバグウォッシュ会議、こうした会議を通じて、その会議の参加者に被爆の実相を見ていただく、あるいはその機会に、広島・長崎ピースプログラムとして、二万人を超える若者の方々に被爆地を訪れていただく、こういったことを予定しております。

こういったことも踏まえて、今後とも、さまざまな機会を活用しながら、唯一の戦争被爆国として引き続き被爆の認識を世界に広めていく、こうしたことを通じて、核軍縮の取り組みにおける国際社会の機運の向上というところに努めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○興水委員 どうもありがとうございます。

唯一の被爆国として、そういった核軍縮への機運を、また、世界のそういった意識の醸成をしつかりと進めていただきたい、このように思います。

あと、きょう、ギャンブル依存症の実態の調査という質問もあつたんですけれども、本当に時間の都合で、次回に回させていただきますと思います。

本日は大変にありがとうございました。

○井上委員長 次に、小沢鋭仁君。

○小沢（鋭）委員 維新の党の小沢鋭仁でございます。一般質疑ということで質疑をさせていただきます。

先日までの個人情報保護法あるいはマイナンバーのときにやり切れなかった、いわゆる保護と裏表になるサイバーセキュリティの問題を主にテーマで取り上げたい、こういうふうに思っております。

ただ、サイバーセキュリティの問題に入る前に、まず、我が国全体の危機管理の全体像を確認させていただきたいと思うわけであります。

サイバーセキュリティだけでなく、一般的に危機管理、こういう話がありますね。この間もドローンの問題をこの委員会でもやらせていただきましたが、危機管理全体の全体像をおさりたいと思います。御説明いただけますか。

○藤山政府参考人 我が国の危機管理体制というところのお尋ねでございますが、まず、内閣法の十五条というのがございまして、ここで、内閣官房に内閣危機管理監を置くこととされております。内閣危機管理監は、内閣官房長官等を助け、危機管理を統理することとされております。

具体的には、危機管理監を中心としまして、危機管理を担当する内閣官房副長官補というのがありまして、このもとに、緊急事態の対処のため、内閣の審議官あるいは内閣参事官等所要の人員を配置しております。危機管理に万全を期しております。

運用でございますけれども、現実には緊急事態が発生した場合におきましては、危機管理監を室長とする官邸対策室、これは特に大規模事案の場合でございますけれども、置くこととなります。そのもとに関係省庁の局長級から成る緊急参集チームを招集するといったようなことをやりまして、政府として、初動措置の万全を期するというような対応を行うことにしております。

○小沢(鋭)委員 危機管理監という役職は私もよく承知しているんですが、そうすると、いわゆる責任者というのは、その上の官房長官、こういう形になるんですか。

○藤山政府参考人 危機管理を担当する閣僚ということになりますと、内閣官房長官ということになります。

○小沢(鋭)委員 もう一つ、サイバーセキュリティに入る前に、危機管理といえば、国民が一番心配する問題は核施設ですね。ですから、核施設に対する危機管理は今どうなっているかという点をお聞かせいただきたいと思います。

いわゆる原子力発電所は、ある意味でいえば、民間の電力会社が運営している、こういう話にな

りますから、民間企業によって管理をする、こういう話が基本だろうとは思いますが、ただ、事件がもし起こった場合の重大性あるいはまた公共性、こういうことで考えれば、政府としてもそういったことに対する対応というのはある程度やはりやっていかなきゃいけないんじゃないか、こう思うわけでありまして。

まず、そういった原子力発電所、核施設に関する危機管理はどうなっているかという点を御説明いただけますか。

○片山政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、原子力発電所に対する核セキュリティの確保というのは極めて大事な課題だというふうに考えてございます。

原子炉等規制法に基づきまして、事業者に対して、テロリストの侵入を阻止するための種々の防護措置を求めているところでございます。

具体的には、原子力施設の周辺に立ち入り制限区域、周辺防護区域を設けまして、フェンス、センサー、監視カメラ等を設置し、また、警備員による巡視を実施することを要求しております。

さらに、海水冷却ポンプなどの屋外にある重要な施設、あるいは原子炉建屋内の重要な設備を大きな衝撃から守るために、周辺に防護壁を設置することなどを規制要求として求めているところでございます。

これらの措置につきましては、原子力規制委員会が、事業者の実施します核物質防護措置の内容や体制について審査を行うとともに、とられている措置の有効性について定期的に検査を行うということとしております。

さらに、原子力発電所の警備について申し上げますと、警察の銃器対策部隊が二十四時間体制で常駐警備などを実施するとともに、海上保安庁では全国の原子力関連施設の周辺海域に巡視船艇を常時配備しているところでございます。

いずれにいたしましても、原子力規制委員会といたしましては、関係省庁とも連携しつつ、原子力発電所などのセキュリティの確保に万全を期

してまいりたいというふうに考えてございます。

○小沢(鋭)委員 外国ではいわゆる軍隊による警備、こういう話があるやに聞いておりますけれども、今の規制庁さんの御説明だと、まず警察権、こういうことになるわけですね。警察もしくは海上保安庁、こういう話になるわけですが、それで十分だ、こういう認識なんですか。

○片山政府参考人 原子力規制委員会といたしましては、我々のミッションというのは、事業者に対して自主警備の範疇でできるあらゆる措置を講じることと担保するというのが我々のミッションだというふうに考えてございます。その上で、先ほど御説明いたしましたような警備体制というものを警察及び海上保安庁の方でしっかりとやっていただいているものというふうに認識をしております。

○小沢(鋭)委員 先ほどの立ち入り制限区域の設定、こういう話ですが、これはどこがやるんですか。規制庁がやるんですか、それとも民間会社があるんですか。

○片山政府参考人 立ち入り制限区域、周辺防護区域の設定をすること自体は、規制委員会が規制上の要求事項として事業者に対して要求をしております。

その上で、事業者が、置かれている施設の状態などを勘案いたしまして、この区域を具体的に設定いたします。その設定が妥当かどうかを規制委員会が審査をし、なおかつ、その有効性が確保されているかどうかを定期的に検査で確認する、こういう仕組みになってございます。

○小沢(鋭)委員 そうしますと、まず一番とにかく心配なのはテロですね。それも、いわゆる直接的な施設へのテロの問題、それから、この間ドローンの話がありましたけれども、上空から、これはミサイルも含めて考え得るわけですね。そういったことも含めて、今、規制庁の方はしっかりと考えていただいている、こういうことでよろしいんですか。

○片山政府参考人 お答えいたします。

ドローンを含みます小型無人航空機の問題につきましては、今、関係省庁の連絡会議の中で政府として対応が検討されているものと承知しております。原子力規制庁もその中に参画をして対応を検討してございます。

具体的には、事案が発生した直後から、原子力事業者に対して、上空からそういう飛来物が来た場合にそれが発見できるように、日常の巡視のルートあるいは屋上の確認ということを示してございます。

また、核物質防護措置を求めています全ての原子力事業者に対して、今後さらにそういった措置の有効性を向上させるために、監視カメラの設置等の措置を講じることと今検討を求めているところでございます。

○小沢(鋭)委員 いわゆるテロとかミサイルとかそういった大規模事案に関して、警察とかそういったところとの協議というのはしているんですか。

○片山政府参考人 お答えいたします。

核セキュリティの確保につきましては、幾つもの関係省庁がかかわる問題でございます。関係省庁連絡会議を設置して、常日ごろから連携をとっているところでございます。

また、事業者に対しましては、最低年に一回、核物質防護の訓練というものを義務づけております。それに当たりましては、事業者のみならず、治安機関と連携しながらの訓練ということも行われているところでございまして、そういう意味で、規制の中で各事業者それから治安機関が連携しながら、しっかりとした警備体制の有効性というものが確認できるようなことを常日ごろからやっているところでございます。

○小沢(鋭)委員 サイバーセキュリティの話に入りたいと思いますので、核施設に関してはこのくらいはしますが、しっかりと御対応を改めてお願いしておきたいと思っております。

それでは、本題のサイバーセキュリティに入らせていただきたいと思います。

報道を見ておりましたら、この二十五日ですか、政府の方でサイバーセキュリティ本部の会合が行われておりますね。昨年にサイバーセキュリティ基本法ができてからは初めて、それから戦略を更新するのは二〇一三年以来二年ぶり、こういうことでございます。

まず、このサイバーセキュリティの問題、どういったシステムで、全体像がどのような形でサイバーセキュリティに対応しているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

近年、サイバー攻撃の態様は一層複雑、巧妙化をしております。我が国の重要な情報の窃取を意図したと考えられる攻撃が発生するなど、その脅威は深刻さを増しているところでございます。したがって、サイバーセキュリティ対策は我が国の危機管理にとって必要不可欠なものであるというふうに認識しております。

このため、政府におきましては、今委員御指摘のとおり、昨年の臨時国会で成立をいたしましたサイバーセキュリティ基本法に基づきまして、本年一月、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部を設置いたしまして、情報集約機能の強化、あるいは関係府省への監査権限の付与など、我が国におけるサイバーセキュリティ推進体制の一層の強化を図ったところでございます。

政府といたしましては、このサイバーセキュリティ戦略本部を司令塔といたしまして、関係省庁と連携をしながら、サイバーセキュリティ対策に万全を期してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小沢(鋭)委員 最近話題になったのは、ソニーのアメリカの映画会社、それに対するサイバーアタックが行われて、映画を公開するとか公開しないとか、大変話題になりましたよね。たしかこれはオバマ大統領まで登場して発言をした、こういうような話があった、これは北朝鮮からのサイバーアタックだ、米国はこういうふうに認定をして、ある意味で、国と国との関係、こういうよう

な話にまでなっている、こういうことだろうと思うんですね。

そういう意味において、ある意味では大変重要な課題になっているわけですが、例えば、サイバーセキュリティに関して、集中的にそういう研究をしている機関とか、そういうものは今存在しているのでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

サイバーセキュリティの分野におきましても、やはり技術開発、研究開発というのが非常に重要な分野でございます。そういった意味では、総務省所管のNISC、それから産業総合研究所、こういったところにおきまして、こうしたサイバーセキュリティ関係の研究開発などに取り組んでいるところでございます。

○小沢(鋭)委員 アメリカの例を見ると、軍もあり、あるいはまたCIAもあり、こういう話になっていて、仮想空間、サイバー空間というのは、ある意味では、領海、領空、領土、それに次ぐ一つの空間体だ、こういう話でありますし、さらにはまた、これは、インターネットという言葉なんかが必要な、ある意味ではもう当然な世界になっているわけですね。

ですから、そういった意味において、大変重要で、なおかつ広い対応が必要だ、こう思っているわけで、しっかりとその本部の方で各省庁連携をとってやっていただきたい、こういうふうにまずお願いをいたします。

その上で、ちょっとお尋ねいたしますが、政府機関へのサイバーアタック被害という点をお聞かせいただきたいと思えます。

聞くところによりますと、毎日さまざまの数のアタックがある、こういうふうに聞いているんですね。衆議院の方も、去年でしたか、何か衆議院のシステムにアタックがあったということがありますが、そういった状況をお聞かせいただけますでしょうか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。政府機関に対するサイバー攻撃でございますけれども、これへの対応につきましては、私ども、内閣サイバーセキュリティセンター、NISCにおきまして、各府省等にセンサーを設置いたしまして、サイバー攻撃あるいはその準備動作などを二十四時間三百六十五日検知をする業務を行っているところでございます。

政府機関への脅威と認知されたサイバー攻撃等の件数でございますけれども、平成二十四年度、百八万件に對しまして、平成二十五年度はその約五倍の約五百八万件、六秒に一回攻撃を感じているという状態でございます。

また、この監視活動によりまして不正アクセス等を検知した際には、私どもNISCから当該政府機関への通報を行っておりますけれども、平成二十五年度におきましては、三百八十一件の注意喚起文書を各府省に発出しているところでございます。

このように、近年、サイバー攻撃の態様が一層複雑、巧妙化をし、その脅威が深刻さを増しているところでございまして、サイバーセキュリティ確保はますます重要な政策課題となつてきているものというふうに認識をしております。

○小沢(鋭)委員 もう一回確認ですが、平成二十四年が百八万件、平成二十五年度、五百八万件でよろしいですか。(谷脇政府参考人はい)と呼ぶ数でございますね。

これで、今まで何か支障が起ったことというのはあったんですか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

政府機関におきまして、例えば、攻撃を受けまして、そして中央省庁等の情報システムのパソコンが感染をいたしまして、情報が一部外部に送信されたといった可能性があるというような発表が行われているところでございます。そういった意味では、被害が発生しているということでございます。

ます。

○小沢(鋭)委員 これまた新聞報道によりますと、三月十八日に政府はサイバー攻撃に対するサイバー訓練を行った、こういう報道があるんですが、これは、訓練というのはどうやって、警察庁がトップであった、こういう話も出ていますので、けれども、どういう形で評価をしたんですか。ちよつと興味があるものですから、お聞かせください。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の訓練でございますけれども、十二省庁の参加を得まして、そして、疑似的なLAN環境、情報システムの環境を構築しております総務省のシステムを利用する形になりますけれども、各省庁四人一チームという形で、さまざまな課題をどんどん付与してまいりまして、そして、タイムトライアル方式で、それぞれの区間賞、それから全体の総合力を見といたような訓練を行ったところでございます。その結果といたしまして、警察庁が優勝をしたということでございます。

こういった取り組みを通じて、各省庁のサイバーインシデントに対する対処能力の向上、強化を図つてまいる、こういった狙いで行っているところでございます。

○小沢(鋭)委員 とにかく、五百八万件、こういう話は、裏返して言う、誰かが五百八万件をやったんですね、サイバーアタックを。五百八万人の人のという意味ではないですけども、同じ人が何度ものちよつとやっているんではないか、そのところにはそれだけのアタックがある、こういう話であります。コンピュータというのは、ちやくちや速いですから、そういう意味では、一瞬やれば、同じことを一秒の間に何回、こういう話もカウントになるのはわかりますけれども、いづれにしても、改めて、すごい数があるんだな、こういうことでありますし、しっかりと対応をお願いしたい、こう思います。

サイバーとは若干違うんですけども、割とそ

れに類似の話で、最近のいわゆるクレジット社会でのクレジットカードの問題、これをちよつとお聞かせいたしたいと思います。

もう我々もクレジットカードでの決済というのが日常茶飯事になっているわけでありまして、このクレジットカードでの決済の被害とか事件とか、そういったものに対しての御説明をお願いできますでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

日本クレジット協会が実施いたしました調査によりますと、平成二十六年、暦年でございますが、クレジットカードの不正使用による被害額は約百六億円でございます。

○小沢(鋭)委員 具体的にどんなケースがあるかみたいな話は御説明いただけますか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

この被害額百六億円のうち、偽造カードによる被害が約十八億円、それから、クレジット番号を盗まれた盗用被害というのが非常に多くございまして、これが約六十億円を占めております。

○小沢(鋭)委員 こういう被害に対しての対応というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

政府といたしましては、平成二十年に制販法を改正いたしました、クレジットカード会社に対して、先ほど申しましたように、番号盗用による被害が一番多いという観点から、情報保護のために必要な措置を法律上義務づけたところでございます。

それからまた、最近、加盟店からのカード番号漏えいが発生しているというのを踏まえまして、クレジット取引のセキュリティ対策全般を強化するという観点から、本年三月に、クレジットカード会社に加えて幅広い関係業界等が一体となって協力して取り組んでいくということを目的といたしました、クレジット取引セキュリティ対策協議会を立ち上げたところでございます。

この検討を進め、対策、取り組みの加速を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○小沢(鋭)委員 もう少しこれは詰めたかなとも思うし、法的な対応なんかもこれで足りているのかな、こういう思いがありますが、ほかにも通告をして来ていただいているところがありますので、とりあえずクレジットの話はこれまでということで、銀行のサイバーセキュリティについて質問をしたいと思います。

まさに、我々の銀行預金、郵便貯金も含めてですが、もう本当に、ネットの中での取引も行われていて、そういった意味では、キャッシュを持つなどということとはほとんどないわけですね。例えば、私がもし百万円預けていたとして、その金融機関でサイバーアタックが行われてなくなっちゃう、こういう話も十分あり得る、こう思うわけでありましてけれども、銀行のサイバーセキュリティに関しては、どういう対応を政府としては求めているか。

時間もありませんので、ついでに。普通は、銀行に関してのいろいろな取り締まりというのは金融商品取引法になるわけですね。ただ、金融商品取引法にはサイバー攻撃は想定されていない、こういうふうな理解しておりますが、そこに関して金融庁はどのようにお考えになっているか。

二点お願いします。

○水見野政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、銀行業務もほとんどシステムに依存するようになっておりますし、取引もインターネット経由がふえておること、銀行のサイバーセキュリティ対策というのは極めて重要になってきておると思えます。

二つ目の御質問にもかかわりますけれども、金融庁といたしましては、銀行法に基づきます監督指針あるいは検査マニュアルでサイバーセキュリティ対策についてチェックポイントを定めておりまして、本年の四月にも、最近の展開を踏まえまして、規定をアップデートしたところでございます。

それで、どういった点を金融機関に求めているかという点でございますが、まず、銀行関係のサイバーアタックとしては、銀行のシステム自体が攻撃を受ける場合と、インターネットバンキングをされておられるお客様が攻撃を受ける場合と、二種類があるわけでございます。

まず一つ目の、銀行自身がアタックを受けるときの対策としては、まず、システムに不正に侵入されないようにする入り口対策、これは当然講じるわけでありまして、入り口で防御し切れない場合、一旦入り込まれた後の内部対策、さらに、入り込まれた後、持ち出していく情報、お客様の情報みたいなものを監視する出口対策ですとか、そういった多段階で防御体制をしくということをお願いしております。また、実際に問題が生じたときの緊急対応のためのチーム、これは組織内CSIRTと呼んでおりますが、そうしたチームをつくるのか、コンティンジェンシープランを策定するといったこと、また、顧客データなどについてはバックアップセンターを用意しておくとか、そういった点を求めているところでございます。

また、二つ目の類型であります、インターネットバンキングをしてお客様が攻撃を受けるという場合でありますけれども、そうしたことを防ぐためには、お客様本人の指図であるということを確認できるための認証の方法を、より高度なものにするとか、複数の対策を組み合わせる、あるいはお客様の取引状況をモニタリングして異常な取引は検知して対応する、さらにはお客様への注意喚起、また、被害に遭われたお客様への補償については銀行界で申し合わせを行っておるところでございますが、こうした対応が行われているところでございます。

ただ、非常に変化の激しい分野でございますので、私どもも日々研さんいたしまして、関係機関ともよく連携しながら、適切な監督に努めてまいりたいと考えております。

○小沢(鋭)委員 この問題ももうちよつと詰めた

いんですけれども、時間がないので次に行きたいと思えます。

情報セキュリティの技術者の育成、こういう話で、ロンドン・オリンピックのときに対応した話がありまして、いわゆるトップガンと呼ばれる、対策チームを率いる能力のある人材を必要としている、こういう話がありますが、その人材育成に関してお聞かせいただけますか。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

独立行政法人情報処理推進機構、IPAの試算によりますと、我が国国内の情報セキュリティ技術者は約二十六・五万人おりますが、そのうち約十六万人が必要な能力を満たしていない、また、潜在的に約八万人不足しているとされております。そういった意味では、質的にも量的にもセキュリティを担う人材が不足をしているという状況でございます。

こうした中、平成二十六年五月、政府といたしまして、新・情報セキュリティ人材育成プログラムを決定いたしました、人材の育成に努めているところでございます。

具体的には、大学や産業界の全国的なネットワークを通じた実践的な専門人材の育成ですとか、国内外の参加者が攻撃と防御の能力を競い合うコンテストなどの場を通じた突出した人材の発掘、組織内のネットワークを模擬した大規模環境を用いた実践的なサイバー防御演習の実施などを行っているところでございます。

また、本年一月に全面施行されましたサイバーセキュリティ基本法を踏まえまして、人材育成を含む新しいサイバーセキュリティ戦略を本年六月を目途に政府として決定すべく、検討を進めているところでございます。

二〇二〇年、委員御指摘のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けまして、セキュリティ人材の育成は極めて重要な課題であると考えておりまして、政府といたしまして、引き続き、セキュリティ技術者の育成、確保に向けた施策を展開してまいりたいというふうに考えています。

るところでございます。

○小沢(鋭)委員 ちよつと時間が来ちゃったんですが、辻さんに最後に一点。

この話、本当に、さつきも言ったように、国際的にどこに犯人がいるかわからない、こういう話です。そういう国際連携について一言御説明をいただきたい、終わりにしたいと思います。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

サイバー犯罪は、容易に国境を越えて行われ、一国だけでは解決できない問題でございます。

警察では、これまでも、ICPO、国際刑事警察機構でございますけれども、こういったところ、あるいは刑事共助条約、サイバー犯罪条約等の国際捜査共助の枠組みを活用するとともに、各国の捜査機関との緊密な連携や情報共有を推進することにより、国境を越えて行われるサイバー犯罪に対処しているところでございます。

さらに、本年四月には、ICPOのサイバー犯罪対策等の拠点であります国際刑事警察機構シンガポール総局、頭文字をとってIGCIというふうと呼んでおりますけれども、これが開所されたところでございまして、このIGCIを通じまして、サイバー犯罪に係る多国間の捜査協力の一層の促進が期待されるところでございます。

複雑、巧妙化するサイバー犯罪に対処するため、今後とも、外国の捜査機関との連携強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○小沢(鋭)委員 時間ですので、終わります。ありがとうございます。

○井上委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 おはようございます。

きょうは、甘利大臣、この間、TPPで一度議論させていただいたんですが、引き続き甘利大臣という議論をさせていただきたいと思ひます。

きょうはTPPに触れる時間はありませんので、そこまではいかないと思ひますが、大変御苦労いただいていることと、頑張っていたいてい、我々、むしろTPP反対の立場ではあります

が、その中で甘利大臣には大変御奮闘いただいているというふうには私は感じておりますので、ぜひ日本の思いをしつかり受けとめて頑張っていたきたいというのを申し上げたいと思ひます。

きょうは、経済対策一般について、所管する甘利大臣に、情報といひますか思いをどこまで共有できるかわかりませんが、できるだけ共有したいという思いでいろいろと質問させていただきたいと思ひます。

つい先日、二十日ですか、GDPの速報値が出されてございます。二・四％増ということの発表でございますけれども、そのGDPの速報値について、甘利大臣としていひますか、政府としてどのように分析しておられるのかということについてお伺いしたいと思ひます。

それと関連をしますが、ジニ係数の話がよくこれと連動して出されるんですが、受け取りのジニ係数が〇・五五三六、再配分後が〇・三七九一というふう公表されておりますが、これもあわせてお伺いしたいと思ひます。

○甘利国務大臣 TPP交渉に対する激励、ありがとうございます。

GDPのこの一・三の速報値が発表されたところでありまして。

実質GDP成長率は、前期比、年率でいひますと二・四％の伸びとなりまして、二四半期連続でプラス成長となりました。

それから、これも大事なんですが、名目成長率であります。これは前期比で年率七・七％という極めて大きい伸びであります。少し下げたが履かせてあるわけでありまして、原油価格の下落の影響によって輸入デフレクターが大幅に低下をして、それがGDPデフレクターを上昇させた結果、こうなっております。三、四％引いたところが正確なところかなというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、実質、名目とも大きな伸びになっているというところは、堅調に景気が回復しているということで、歓迎したいと思ひます。

ます。

要因でありますけれども、これは、個人消費それから住宅投資といったいわゆる民需の項目が増加したということが挙げられます。

細かく申し上げますと、民間消費、これが三期〇・四％、住宅が一・八％、それから設備投資が〇・四％ということになっております。

全体としての判断でありますけれども、雇用それから所得環境の改善が続く、そういう中で、実は、これまで改善の動きが見られていた企業部門では、設備投資はおおむね横ばいという判断であります。それから、生産の一部では若干弱さも見られる。企業部門では改善に一服感が見られる。しかし一方、申し上げましたように、家計部門で前向きな動きが見られるようになった。でありますから、緩やかな回復基調が続いているという判断をしているところであります。

それから、ジニ係数というお話がありました。OECDが五月の二十一日に公表したわけでありまして、実は、このバックデータはまだ直近のもの供給をされておらず、これは二〇〇九年のデータによるものであります。

OECDの格差に関する報告書では、この三十年近くに、多くのOECD参加諸国の所得格差が拡大をして、格差が重要な政策アジェンダになってきたという状況を紹介した上で、成長の果実を分配して格差の縮小を図るために幾つかやることである、それは、女性の活用であり、雇用の促進であり、技能の向上、教育、それから所得再分配といった政策の必要性を指摘しているわけでありまして。

格差の問題につきましては、基本的には、分配するためにはその原資が必要でありますから、分配する原資を経済成長によってまず第一義的にしっかりと確保することが必要である。それをどう分配していくかということになるわけでありまして。格差が固定化されずに、人々の許容範囲を超えたものにならないということが大事だと思っております。

御指摘のジニ係数の動向を見ますと、我が国の場合は、当初の所得に比較して、税とか社会保障による再分配後の所得の格差というのはおおむね横ばいで推移をしているというふう思っております。

それから、相対的貧困率につきましては、おおむねこれは緩やかに上昇している。この背景でありますけれども、単身の高齢者世帯であるとかあるいは母子家庭の増加ということが影響しているものというふう認識をいたしております。

対策としては各種手を打っておりますが、具体的な政策として、高校等の奨学金制度の拡充であるとか、あるいは単身の親世帯の就職の支援をいくことと、それから再分配機能としては、所得税と相続税の最高税率を引き上げて税による再分配機能を強化している等々に取り組んでいるところでございます。

○佐々木(隆)委員 今OECDのことも触れていただきましたが、OECDのこの報告によると、OECDの格差が拡大しているという平均が九・六倍というふう公表されておりますけれども、日本だけを見ますと、八〇年代で七倍、九〇年代で八倍、そして今回、十・七倍ですから、むしろ拡大し続けている。直近がないと今大臣おっしゃいましたが、この数字を見る限りにおいては、格差が拡大をしているのではないかとこのように見ざるを得ないと思ひます。

この後、相対貧困率で見ますと、日本が今一六・一でありますけれども、OECDの平均は一六・一であります。それよりも、日本の場合には貧困率が平均値よりも高いということになるわけでありまして。それらの中で、幾つかの要因を少し大臣と議論させていただきたいというふう思ひます。

実は、今大臣の方からも、税の幾つかの対策の中で、奨学金だとか単身の親とかあるいは税の再分配とかいふことについて触れられましたが、これは、ことしの三月十日、麻生財務大臣が国会答弁で、所得税は昭和六十年代ぐらから大幅な累進緩和をしてきた、再配分の機能が低下したとい

う指摘がなされているというふうに、再配分の機能が低下しているということを答弁でおっしゃっておられます。それから、二〇〇九年の経済財政白書ですが、これによると、我が国は税による再配分効果が極めて小さいというふうに言っておられるわけですね。

そういった状況の中で、幾つかの要因を少し議論させていただきたいんです。

まずは雇用という面で見ますと、きょう皆さん方のところに配付をさせていただきましたが、非正規雇用が、グラフが拡大し続けているのは、これはもう御案内のとおりであります。棒グラフの下の方が正規雇用で、上の方が非正規雇用。非正規雇用の割合は俗に四割に届くとよく言われていますが、三七・七％なんです。問題はその裏なんですけれども、階層別に見た場合に、平成九年と平成二十四年の比較ですけれども、一千五百万以上あるいは一千万以上のところはそんなに格差は開いていないんです。ところが、二百万以下のところで格差がずっと拡大をしているというのが、二ペーじ目のところですね。下層という言い方をしたら申しわけないんですが、所得の低いところの人たちの方で格差が拡大をしているというふうなことが公表されてございます。

また、男女格差も、世界の中では百四番目と、大変低いところにあるわけでありまして、非正規雇用の問題とか、いわゆる階層分解とかあるいは男女格差とか、こういったことが現実には広がってきているのではないかとというのがこれらのデータから読み取れるわけでありまして、その点についての分析とお考えを伺いたいと思います。○甘利国務大臣 まず、議論の前提といたしまして、OECDのデータ、貧困度合いを比較するということですが、日本の統計は、厚労省の統計と総務省の統計と両方やっております。厚労省の統計ですと、先生御指摘の一六・幾つですすね、OECDの中では劣等生。しかし、総務省のデータですと一〇・幾つで、OECD平均値よりいい数字になっているんですね。これは、対象のとり方と

かいろいろあります。

それで、委員会でも議論になりました。そのときに、両方をきちんと整合性をとったデータをOECDに提供するというところからした方がいいということ、今その調整をやっております。委員会でも、それをせよということの御指摘をいただいて、今させているわけでありまして、多分、六月上旬にはその調整結果が提示できると思っています。

OECDには、直近では、厚労省のデータだとか、総務省のデータだとかと、両方出してあります。日本は二つのスタンダードが出ちゃっているものから、この整合性をとるという作業をしております。ですから、今まで出している厚労省のデータよりは改善をされているというふうに思います。

それから、今御指摘のこのグラフでございませう。この一番の原因は、申し上げましたように、非正規の参加率がふえているということがまず挙げられると思います。それから、高齢者世帯がふえているという、この二つが大きい原因、それから母子家庭の増加、それぞれが原因だと思えます。

非正規がふえるというのは、景気がデフレで悪い状態から改善をしていくときに、まず、雇用というの、非正規からスタートして、それから正規にとつながっていくわけで、いきなり正規がどんとふえるという現象には残念ながらかならないのであります。その非正規、つまり、所得がゼロだった人が、労働市場に参加をして、百万なり二百万なりという所得環境に変わってくるということが一番大きい原因だと思えます。

我々も、この安倍政権下で取り組んできたことは、男女の賃金格差を縮めていくということと、正規、非正規の賃金格差を縮めていくということに取り組んでおります。ですから、政労使の三者の会議でも、使用者側から、正規の賃上げだけじゃなくて、非正規の時間当たり単価も引き上げましたという報告が随分来しました。統計を

とつてみますと、男女間の賃金格差、それから正規、非正規の賃金格差は縮まっているということとは事実であります。

それから、もう一点、直近の統計をとりますと、正規が非正規に変わっちゃうということ、非正規が正規に変わるとい、これはいい方の変わり方だと思えますけれども、この二つの比較をします。働き盛り世代、つまり十五から六十四まで、いわゆる働き盛り、一般的な労働世代の中で、比較をしますと、直近では、正規が非正規に変わる比率よりも、非正規が正規に変わる比率の方がふえてきております。これはいい傾向だと思えます。

それから、最近では、正規の有効求人倍率がかなり上がってきました。これも景気の回復の中でいい傾向が出てきていると思えます。

もちろん、それで全部済んでいると言うつもりはございません。最賃を上げていく。最賃も、この我々の二年間で、十五円、二年目で十六円と上がりました。その前、もちろん民主党政権下でも頑張られたわけなのは認識しておりますけれども、三年間平均で十二円でした。

ただ、この十二円もなかなか立派なものだと思えます。私が労働大臣のときの経験では、最賃というのは、二円、三円上げるのに大騒ぎだったんです。それが二桁がずっと、民主党政権下で平均で十二円で三年間続いている。安倍政権下で平均十五円、十六円。これは、昔から見れば、相当それぞれの政権が努力をしているあかしだということには思っております。

○佐々木隆委員 今のOECDに提供しているデータですが、それについてはぜひ統一をしていただきたいと思います。我々が議論をするときに、こつちが厚労省の方で質問するといったら、そつちは総務省で答えるというのでは、いつまでたつてもかみ合わない議論になりますので、ここはやはり、調査の基準も含めて明らかにしていただいて、統一をしていただくということで、同じデータで同じ議論をしていくことが必要だという

ふうに思いますので、そこはよくお願いを申し上げます。

今大臣から、景気全体が少し上向いていることは私もそうだとは思いますが、その中で、今幾つかお話をいただいた男女間のことや、あるいは正規、非正規の関係については、一定程度私も理解をさせていただきます。

ただ、世界から比べて総体が低いという、特に男女の場合なんかは、特に女性の場合ですが、低いときに、それが上がったからといってそれで満足できる状態にはまだないということは、共通認識として持っていかなきゃいけないと思えます。もう一つは、子供についてであります。

子供の貧困率というのは一六・三というふうに言われていて、相対貧困率が先ほど一六・一というふうに申し上げたので、これを上回っている状況に今あるわけでありまして。就学援助という制度を利用して入る人たちがふえているという数字が出てございます。また、これはよく使われる数字ですが、高校の中途退学者が、経済的事由を理由とするものが、これもふえているというふうな状況で、いわゆる親の貧困が子供の学歴に影響してしまうということに固定化してしまうのではないかとということが大変心配されているわけでありまして、これらについて今の分析、そしてお考えを伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 御指摘のとおり、大事なことは、貧困の連鎖が起きてはいけない、親が貧困なら子供も貧困というその連鎖を断ち切らなきゃならない、これは全く共通の認識でございます。

現状がどうなっているかということをお申し上げると、残念ながら、子供の貧困率というのは、相対的貧困率と同様に、長期的な傾向としては、緩やかではありますけれども上昇をしています。これはいいことではありません、日本の未来を支えていく子供の健やかな育ちを支えて、将来、社会での活躍につなげていくということが、我が国経済社会の成長の源泉になるわけでありまして、冒頭、共通の思いを持っていますと申し上げた

ように、子供の将来がそのまま生まれ育った環境によって左右されるということがないように、子供の貧困対策に取り組むことは極めて重要だといふふうに思っております。

現在、政府といたしましては、昨年の骨太方針を踏まえまして、子供の貧困政策に関する大綱を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進していくというところであります。

若干先ほど申し上げましたけれども、この大綱の中で、当面の重点施策として教育の支援があります。高校生等奨学金給付金の拡充、あるいはスクールソーシャルワーカーの配置の拡大等ですね。それから、保護者に対する就労の支援、一人親家庭の親の就業支援、しっかりと収入が得られるような職につくことを支援していく、これが子供の教育に対する支出をしつかり確保していくということにもなるかと思えます。それから、そのほかに、生活の支援であるとか経済的支援に取り組むということにいたしております。

子供の貧困対策の重要性を踏まえて、ことしの骨太方針の策定に取り組んでいきたいというふう

に思っております。

○佐々木(隆)委員 ありがとうございます。

これは、子どもサポーターズとしまして、東京の豊島区の、代表をしておられる谷口太規、弁護士さんのようであります。が、言われているのは、努力次第で自分の未来が変わるという発想を子供が持てないことが問題だと。要するに、親のそういう姿しか見えていない、努力すれば頑張れるというようなことを目の当たりにすることができない状況が続くということが大変問題なんだということ

を指摘されてございます。

そうした意味も含めて、子供の貧困にぜひ取り組んでいただきたいのと、もう一つは、今重要なのはやはり女性だと思えますね。

これからですが、政府は今、女性活躍ということで法案を出されているわけですが、一歩前進というか、半歩前進とは思いますが、そういう法律ができるということは。

しかし、外国、いわゆるクオータ制を取り入れている国はもう百カ国ぐらいあるというふうにも言われておりますし、それからもう一つ問題なのは、無償労働、いわゆる家事労働をどうやって評価するかということについて、ババクオータというのをやっている国もあるんだそうでありまして、そこが女性の役割だといふふうに固定しないというふうなさまざまな取り組みがやはり必要なんだろうというふうに思っています。

時間がなくなってきましたので、今、個人の格差がどうなるかということについてお尋ねをいたしました。もう一つは、やはり地域の格差という問題があるかというふうに思っています。

これは、先日、TTPのときにもお示しをさせていただいたデータを配付させていただいております。

一次産業の高い地域がそのまま賃金格差にもなっているというのが、裏側の四ページ目のところがそうなんです。が、一次産業の比率の高いところがあるまま今度は賃金は低いというような状況になっているということはこの前もお示しをさせていただいたんですが、今、私も地方創生特にも入っていて、この後、採決もあるんですが、地方を支えているのは一次産業と中小企業です。その一次産業と中小企業を、私は、創生ではなくて再生をどうやってするかということが何よりも必要だと思っております。

そういった意味では、一次産業と中小企業の再生というもののについて、大臣のお考えを伺いたいと思っております。

○甘利国務大臣 おっしゃるとおり、地域間所得格差を分析しますと、就業者の構成比によるところが多そうです。一次産業が多いところは所得が低い、製造業とかあるいは金融、保険とか情報通信のような職種の就業者が多いところは地域所得が高いというふうになっております。

おっしゃるとおり、一つは、所得の高い産業をどうやって育てるかというのがあると思えます。が、一次産業をどう高所得化していくかというこ

とは基本であります。御指摘のとおりだと思います。私が経産大臣時代に農商工連携というのを打ち出しましたし、民主党政権下では六次産業化というテーマで、これはまさに、一次産業の生産性を上げ、所得を上げていくということでありまして、これが引き続き、地方創生の柱の一つとして、委員御指摘は地方再生ですか、の柱として一次産業の所得環境をどう改善していくかということに取り組んでまいるところでございます。

○佐々木(隆)委員 時間が迫っておりますので、あと一問だけ、お願いを申し上げます。今後、全体的にどう成長をつくり上げていくかとされているのかという点についてお伺いをしたいと思っております。

例えば、きょうも何か円安になったという報道が出されておりましたが、円が十円安になると一部上場企業は一・九兆円もうかるというふうに言われてございまして、そのほかの非上場企業はマ

イナス一・二兆円だといふふうに言われています。いわゆる輸出が多いか輸入が多いかということだと思っております。日本の株式会社数は百二十万社と言われている、では、一部上場の企業はどのぐらいいるのかというところ七百五十社でありますから、〇・一五％でございます。〇・一五％の人たちが一・九兆円もうかって、その他の人が一・二兆円マイナスするというのが、円がわずかに十円動いただけでそういう状況ができてくるということでもあります。

これも前に議論をさせていただきましたが、二〇一三年度の市町村の平均所得、あくまでも平均ですが、これでも格差が拡大しているというふう

に言われてございます。これは、小泉時代よりも格差が広がったというふうにも言われてござい

ます。

小泉時代の改革を支えたのはレンタル企業の社長さんでございました。諮問委員の方は、安倍政権を支えているのは人材派遣の方であります、

日本のGDPを言うときに、個人消費と設備投資、個人消費が六割、そして設備投資が二割だとよく言われます。設備投資がレンタルになって人材が派遣になっちゃったら、これはどちらも伸びないということになっちゃうわけで、この考え方というものを、先ほど来大臣自身はおっしゃっておられますが、固定的な雇用と設備投資にしっかりと回るといふ仕組みをやはりつくっていかないと、GDPを押し上げるということにはならないと思っております。

その辺、最後にお伺いをさせていただいて、質問にさせていただきたいと思えます。

○甘利国務大臣 企業収益は最高益を更新しています。次もそれをさらに更新すると思えます。要は、原資はあるわけですから、それをどう経済の再生、好循環に使うかといったら、賃金を上げる、これは要請しました。下請代金を上げる、要請しました。設備投資が、若干ふえていますけれども、まだ弱いんです。償却が済んだ設備で運営しているほど企業はもうかります。しかし、それは短期的な思考です。中長期に向けて競争力を上げるということとは、生産性を上げることです。そのための設備投資をしてほしいということを今要請しているところであります。

生産を増強する投資ではなくて、生産性を上げていく、原資をより稼げるような投資をやれば、競争力はついてくる。それをしっかりと再配分していくのは、政府がいろいろと適切な策を立てて再配分をし、貧困が固定化しないように取り組んでいきたいと思っております。

○佐々木(隆)委員 時間が参りましたから、きょうはどうもありがとうございます。

マクロだけ国会で議論しても、結果、地域にはしっかりと根づかないことになりまして。それぞれの業態別とか地域別とか、やはりミクロの分析も必要だということを、ある意味でそこは思いを一致させていただいたのではないかとこのように思っています。

ありがとうございます。

○井上委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 おはようございます。古本伸一郎でございます。

きょうは、甘利大臣さらには官房副長官、加藤副長官もお出ましをいただいております。

まず、委員長のお許しをいただきまして資料をお配りさせていただいておりますが、めくっていただきますまして、三ページをごらんいただきたいと思っております。

現在、安保法制については、特委で連日の議論があるわけでありまして、ホルムズ海峡への機雷の敷設云々は安保特委に譲るといたしまして、その任務に当たる自衛隊員の皆さんの内面的な部分やらその処遇やらについて少し、あちらの方はいろいろな解釈論でヒートアップしているようでありまして、こちらは、副長官にお出ましいただいております、人事局長も兼ねてお承知しておりますので、少しその辺を議論させていただきたいと思っております。

実は、自衛隊員の皆さんの宣誓書というのはよく議論になるんですけども、改めて、警察職員、消防職員、さらに海保、海保の皆さんも連日の尖閣、東シナ海、南西諸島の警備に当たっていただいているわけでありまして、少し並べて見てみました。

警察と消防は、会議録に残す意味で少し読み上げましょうか、警察は、「何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当ることを固く誓います。」消防、「全体の奉仕者として誠実且つ、公正に消防職務の遂行に当ることを固く誓います。」そして海保、きょう海保も来ていただいておりますけれども、代読しますと、「不偏不党かつ公正に職務の遂行に当ることを固く誓います。」

問題は防衛省なんです。せっかく来ていただいておりますから、防衛省、この自衛隊員の宣誓書の、とりわけこの下線つきのところをちょっと読み上げていただいているんですか。

○真部政府参考人 失礼いたします。

「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」

以上です。

○古本委員 これは、自衛隊員二十五万人全て宣誓されていると承知しております。

事に臨んではというのとはどういう意味なんでしょうか。防衛省。

○真部政府参考人 この今読み上げさせていただきました部分につきましては、服務の宣誓全体の趣旨ということになるかと思いますが、我が国の独立と平和を守るという自衛隊の任務の性格から、隊員一人一人に要求される重い責任を自覚させるとともに、隊員となつたことよつて生じた責務を国民に対して宣誓する趣旨のものでございまして、このため、服務の宣誓における、事に臨んでは危険を顧みずということにつきましては、まさに危険を顧みないことが要求されるような各種の任務、防衛行動を初めといたしまして、領空侵犯対処や海賊対処、PKO等々、平素からこういうことが要求されるあらゆる種類の任務の遂行を前提としたものでございます。

○古本委員 今、局長、防衛行動を初めとおっしゃいましたね。

資料の二ページ。これは内閣府が行われた政府広報です。で間違いないと思いますが、この前段に、自衛隊の皆さんを支持しますか、要するに、親近感を覚えますか、応援しますかと国民に聞いたら、もう戦後最高ですよ。今、九割を超えています。圧倒的な国民の皆さんの支持のもとで、自衛隊員、陸海空それぞれ頑張っている、心強いという思いで国民が支持していますね。大変さうなことだと思います。

同時に、この問いの四で、どういふことで自衛隊を評価しているのかという問いかけを問うたところ、八割を超える方が災害派遣ですよ。東日本大震災で昼夜を分かたず行方不明の皆さんを必死で捜すあの姿に、雪降る山村の山奥に、豪雪災害

でお年寄りの方をおぶつて救出するあの陸自の迷彩服に、心強いと思っている人が八割です。

今回、政府が目指しておられる平和安全法制ですが、あの事柄に当たるだろうというのは大体国民の何割が期待しているところから読み取れるんですか。これは政府のアンケートですからね。

○真部政府参考人 今回の安全保障法制に關しましては、これは政府としてということになるかと思ひますが、この種の、今御紹介いただいた種類の調査といったものは、私の承知している限りは行われていないのではないかと思います。

○古本委員 少なくとも、この選択肢の中でいえば、海賊対処行動とか、まさに機雷掃海をせんとする、その読み取れるのは幾つかありますよ。

きょうは、これはこれ以上問いませんけれども。余りそんな分野には期待していないということば読み取れますよ。

さて、そういう中で、過去、防衛行動、自衛隊法七十六条、発動したことはあります。

○真部政府参考人 これまで防衛行動が下令されたことはございません。

○古本委員 今回の安保法制が、国会の議論の行方にもよりますけれども、仮に成立した暁には、今回の安保法制に基づいて派遣されるであろう行動は、自衛隊法六章に定める行動、各種行動がありますけれども、どれに該当しますか。

○真部政府参考人 今回、各種の新たな任務が今の安全保障法制の中に含まれておりますので、それによつて異なるかと思ひますが、例えば、一例を申し上げれば、いわゆる存立危機事態といったようなことが起こつた場合には、先ほど申し上げました防衛行動によつて対応することが可能となるところでございます。

○古本委員 副長官、つまり、新三要件を満たした場合に、三要件は、御案内のとおり、必要最小限の実力行使にとどめるべきと言ひつつも、実力行使というのはすなわち防衛行動なわけでありまふよ。

この防衛行動をした場合、私は、隊員の皆さん

の心の中は、国民の皆さんがござつて、自衛隊、本当にありがとう、本当にお疲れさま、自分たちのために出動してくれるという気持ちで、船で行くのなら、岸壁にみんなで見送りに行く話ですよ。そのときに、広く国民の理解のもとに派遣されたいと思ひますよ。したがつて、あつちの特委の議論は、私は、非常に丁寧なやつた方がいいと思ひつてゐるんです。

さて、副長官、この防衛行動をする場合に、過去、イラクのサマワに派遣したときの手当等々も調べていただいたんですけれども、サマワに派遣したとき、あれは防衛行動じゃありませんね。そのときで日は幾らでしたか。

○真部政府参考人 手当の額、正確に言ひますと、いわゆるイラク特措法に基づく政令で定められておまして、業務の態様によつて金額は変わっておりますが、最高額ということで申し上げますと、日額二万四千円でございます。

○古本委員 今、日額二万四千円という話がありましたけれども、このイラクにおける人道復興支援活動及び安全保障支援活動の実施に関する特別措置法施行令でやっております。施行令で、内閣総理大臣が定める著しく困難なものをやう場合に、日当二万四千円。これは防衛行動じゃありませんからね。

今度の三要件を満たしたら、防衛行動。防衛行動、特殊な、極めてとうとい任務についていたただくこの日当は幾らか、今決まっておりますか、副長官。

○真部政府参考人 防衛行動に關しましては、防衛行動手当が支給されることになっております。具体的には、防衛行動を命じられた場合に、まず共通に認められる勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給される防衛行動基本手当と、防衛行動時における戦闘またはこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて支給される防衛行動特別勤務手当に類別されております。この二種類がございます。

これから成りますところの防衛出動手当の具体的な支給額については政令で定めることとされておりまして、その点につきましては引き続き検討中ということでございます。

○古本委員 せっかく甘利大臣も内閣の中核にいらつしやいますので、実は、安保法制というのは、多分、御党、政府・与党の最大の関心事です。派遣する自衛隊員の皆さんの身になって考えていただきたいということを今言っているんです。何と、史上初の防衛出動を想定しているにもかかわらず、その際の手当はまだ考えていないということなんです。ぜひ、人事局長でもある副長官、これは官房長官にも総理にもきちんとお伝えいただきたい。

自衛隊員は、では幾ら払うのなら行くという話じゃ全く違いますよ。本当に国民の応援と理解のもとで派遣をされたいと思つていいると思つてますよ。それを補うものとして、その処遇がいかにありなんという話を今お尋ねしているんです。ぜひ、副長官の、この件に関する、処遇に関する人事局長としての御決意を伺いたいと思つています。

○加藤内閣官房副長官 今委員御指摘のように、自衛隊の諸君の皆さん方は、これまでいろいろな意味での勤務に当たつていただいております。そして、特に最近、自衛隊の方々の任務は多様化し、国際化し、いろいろな業務がふえています。そうした事態に、これまでも適切にその処遇の確保には努めてきたところでございます。

今お話がありました防衛出動手当に関しては、先ほど御説明ありましたように、政令で定めるところにされておりますが、具体的な水準が今決まっていなくてございまして、そうした具体的な防衛出動手当の額等については、事態の形態、危険度等を総合的に勘案するとともに、手当等のバランス等を含め、防衛省内で検討するということでございますけれども、今委員の御指摘も踏まえて、まづしっかりと防衛省内で検討をしてもいい、それを我々は受けとめていきたい、こういうふうにしております。

○古本委員 防衛出動は国会の事後承認もあるわけですから、仮に、万一、今回の安保法制が成立した場合、運用が始まるわけでありまして、派遣するだけしておいて、あとはゆつくり考えますでは、隊員、御家族、そして何より国民の皆様が納得しないです。ぜひ、再度、この問題はしっかりとやりやうと約束してください。

○加藤内閣官房副長官 委員御承知のように、この防衛出動というのは、今回の平和安全法制にもかかわりますけれども、その成立の前、今の時点においても当然規定もございまして、先ほど申し上げた、政令で決めるということでございますから、今の御指摘も踏まえながら、先ほど申し上げた視点に立つてしっかりと防衛省においてまずは検討するように努めていきたいと思つています。

○古本委員 参考までに、海保は今、尖閣警備に当たつていただいておりますけれども、幾ら出ていますか。

○天谷政府参考人 お答え申し上げます。

尖閣諸島周辺の領海内において巡視船艇が外国公船に対し一定の対応をした場合、こうした場合ですけれども、特殊勤務手当といったしまして一日につき千円が支給されることとなっております。

○古本委員 これは、石垣管区がメインとはいえ、全国から海保の船が集まつて、保安庁の職員が連日命がけです。あの荒い波の東シナ海です。ましてや体当たりしてくる船もあるかもしれないという中で、副長官、聞けばたった千円ですよ。

与党の先生方も、勇ましいこともいいんですけども、やはりきちんとそういうところも見てあげないと、これは保安庁の職員もたまらない。この際、海上保安庁の方もきつちり見ますとお約束してください。

○加藤内閣官房副長官 今説明のありました海上保安庁の手当についても、いろいろな視点に立つて議論をされた結果としてその水準に至つていんだらう、こういうふうにして理解をすることがあります。

ります。

ただ、いずれにしても、海上保安庁であれ、それぞれの厳しい勤務に当たつていられるそうした職員の方々に對する処遇というのは、適切に對應できるように今後とも努めていきたいと思つています。

○古本委員 副長官、ここどうぞ。ありがとうございます。

それでは、甘利大臣、今のやりとり、担務以外ですけれども、私は、安倍総理にじかて本心に胸襟を開いて物が言える甘利さんだと見込んで、今のやりとりもきつちり甘利さんのお立場からも議論していただきたと思うんですけれども、お約束していただけませんか。

○甘利国務大臣 直接の所管ではありませんけれども、そして自衛隊員は支払われる賃金の多い少ないによつて使命感が変わるということはないわけでありまして、しかし、御指摘のとおり、時に命をかけてやる任務であります。それにふさわしい処遇は必要だと思つています。政府としても、欧米諸国の対応等々、どういう水準になるのか等々も参考にしながら、適切な対応をしていくものというふうにしております。

○古本委員 もう少し踏み込んでいただきたとは思つていますが、では、本業の方でお願いします。

きょうは日銀に来ていただいておりますけれども、先般、五月の政策決定会合で、引き続き年間八十兆の緩和を続けるということでありまして、これも、日銀、きょう、円・ドルは幾らですか、これを続けるということでしょうか。

○内田参考人 お答え申し上げます。

現在、百二十三円台で推移しているということだと思つておりますが、この方針につきましては、毎回の政策決定会合で決定するということでございますので、経済、物価情勢を踏まえて毎回決定させていただきたいというふうに思つております。

○古本委員 そうしますと、ちょうど民主党政権が最後のころ、十二月末ですので、二〇一二年、円・ドルは七十九円平均でした。それからマネタ

リーベースは百三十八兆でありましたけれども、今、ざつくり言つて、円の価値はどのぐらい、円の価値ですよ、減つていますか、日銀。

○内田参考人 八十円程度から百二十円程度になつていふことですから、五割程度の辺かなというところと思つております。

○古本委員 二%の物価上昇目標は日銀として諦めていない、よろしいですか。

○内田参考人 量的・質的金融緩和を始める少し前ですけれども、二%という目標を掲げたわけでございますので、これはしっかりと達成していきたいというふうにしております。

○古本委員 二%の目標の議論の出発点は、手前どもの政権で社保・税一体改革の議論をしたときに、消費税八%、一〇%、二段階に分けて税率引き上げをする際に、経済が非常によくないときに、とはいえ財政再建、さらには社会保障目的財源という議論の中で、景気条項というのを設けて、党内の大変な議論がありました。最終的には三党で合意しました。自民党の皆さんと公明党の皆さんと合意しましたけれども、そのときの大前提だったんです。経済成長、物価上昇がそのくらいいかないと、およそ消費税はできないだろうという前提だったんです。

今回消費税を安倍総理が先送りに当たつて、この景気条項、つまり、物価上昇を見た上で消費税を判断するという景気条項はどうなったんですか、日銀。

○内田参考人 消費税は当然政府の御判断ということでございまして、私どもは、二%の物価安定の目標に向けて量的・質的金融緩和を着実に推進しているところでございますし、これを続けてまいりたいというふうに思つております。

○古本委員 景気条項はなくなったということをお守りしないんですか、日銀は。

○内田参考人 政府におかれて御判断されたということかと思つております。

○古本委員 よほど触れたくないのか、お答えに

ならないですけれども、それはもうみんな知っていますよ。景気条項はなくなっただけです。

きょうは財務省もお越しいただいています。景気条項がなくなったということは、物価の上昇にかかわらず、二〇一七年の四月一日には消費税は一〇%になる、こういう理解でよろしいでしょうか。

○迫田政府参考人 お答えをいたします。

今国会で成立をした改正税法の中で景気判断条項は削除されているわけでありまして、法律どおりそれを引き上げるといのが今の政府の姿勢でございますが、それが実現するために景気をどういうふうにきちっと維持していくか、そういうことの政策対応もまた求められているというふうに承知をいたしております。

○古本委員 ただ、景気条項は、大臣、なくなっただけです。したがって、物価上昇のいかんにかかわらず、機械的に上がるものではないと私も思っていますけれども、少なくとも与件ではなくなくなったという理解なんですね。

さてそこで、このまま円安が独歩安に仮になった場合、財政再建という観点からいえば、どういう影響が想定されますか。つまり、日本国債は円建てですから、基本的には為替フリーと理解していただけますけれども、経済、景気に与える影響を総合的に考えて、この財政再建という観点と円安というのは、何か一つ、意見が言えますか。

○迫田政府参考人 お答えをいたします。

まず、為替の動向について言及することは差し控えたいと思いますけれども、その上で、一般論として申し上げれば、為替相場の円安方向への動きは、輸出企業、あるいは海外展開をしている事業者等にとってはプラスとなるわけでございますけれども、その一方で、円安方向への動きに伴う輸入価格の上昇は、原材料価格の上昇等を通じてマイナスの影響を及ぼすといったような形で、経済に対してさまざまな影響を与え得るということでございますので、経済に対してさまざまな影響を与えるということになりますと、結果として、

財政、例えば税収の動向といったようなものにも一定の影響を与えるものと考えているわけでございます。

いずれにしても、我が国、現在、政府の立場としては、経済再生と財政健全化の両立ということにしっかりと取り組むということでございますので、従来どおり、こうした路線で努力をしていきたいと考えております。

○古本委員 つまり、円安は、どうしても両面ありますね。ただ、マーケットも含めて非常に歓迎しているとは私は理解していますし、そのおかげで安倍さんの支持率も非常に高いんだらうと思っています。

その際に、問題は、このまま円安が仮に進んでいった場合、輸入物価が上がるとおっしゃった。そうすると、結果として、日本の借金の対GDP比という観点で見れば、輸入物価上昇によるGDPの膨らみによって、対GDP比、債務残高比率が下がる、まさかそういうことを期待して誘導しているわけではないと思ってるんですけれども、日銀、意見ありますか。

○内田参考人 私どもの金融政策は、あくまで日本経済のためにやっているということだと思っております。

○古本委員 日本のバランスシートという見方を仮にしたならば、民主党政権は非常に首痴であるという皆さんのレッテル張りのおかげでえらい目に遭っていますけれども、実は、野田財務大臣が七年ぶりの為替介入をしたと私は承知していますよ。

民主党政権下で介入した為替介入総額、介入玉はどのくらいありますか。

○可部政府参考人 お答えいたします。

民主党政権におきましては、約十六兆四千億円の円売り・ドル買い介入を行ったと承知しております。

ドルを守ったでしょうね。我々は、本当に、巨大なアメリカのパワーと対峙して、非常に踏ん張った。

でも、アメリカは日本のGDPの何倍あります。このまま日本がマネタリーベースを膨らませていくと、多分、アメリカは最終的にFRBは五百兆ぐらい出したと思っていますけれども、そのレベルにいつてしまいますね。日本はGDP四分の一ですよ。

財務省、十六兆で介入した玉は、今は結果としてバランスシートに寄与していますか。

○可部政府参考人 個別の取引を切り分けて損益をお答えすることはちょっと難しい面がございますが、今委員お尋ねございました、介入時の基準の基準外外国為替相場に換算した介入額を仮に現在の基準外外国為替相場で評価したとすれば、二十四兆七千億円の円売り・ドル買い介入額との差は、プラスで八兆三千億円という規模になります。

○古本委員 最後に、大臣。

日本は基軸通貨じゃありませんので、なかなか、為替をフリーにしていこうというのは永遠の課題だと思っておりますけれども、やはり為替の安定化が第一ですね。今、円安だといっても、実は、ある人から見たらまだ円高かもしれません。大変難しいオペレーションを今大臣は担っている。財政再建も担当されている大臣であります。昨今の、一般に言われている円安基調にある中で、財政再建とあわせて、大臣としての今後のかじ取りについてのお考えを最後にいただきたいと思っています。

○甘利国務大臣 安倍内閣の使命、至上命題は、デフレから脱却をするということです。その前提が達成される中で、社会保障をしっかりと持続性を確保するとか財政再建の見通しを立てるということです。

デフレ下で財政再建というのは、これはできないと思います。デフレというのは、究極は経済規模が小さくなっていくわけです。税収は経済規模に掛ける税率で入ってきますから、母体を大きくしていくということが、税率が一定でも収入がふえていくということになります。

その際に、為替は次第に、今世の中、世界の共通認識として、介入がしづらくなっていくんだと思います。ですから、政策的な対応として、結果として円安になったということは許容されるのでありうと思いますけれども、円安を目標に何かをしていくということは次第に許されなくなっていくと思います。

為替がどのくらい適切かというのは、閣僚は言っているけれども、八〇年代は過度の円高だったと思います。では、現状が過度な円安かというと、そこまではまだ言い切れない。基本的には市場が判断するもの。そして、御指摘があったかと思いますが、円の価値というのは、強い方が価値があります。強くて経済がちゃんと回っていくということが理想だと思います。

今は、では円が例えば八十円になったとしたらやっていけるかと思ったら、日本経済はやっていけないと思います。しかし、日本経済が足腰が強くなって、より円高でもやっていけるということになれば、それは経済と円の強さというのが両立していくと思います。今は、ファンダメンタルズに合ったレートであることを、それが定着していくことを期待しているところであります。

経済の再生と財政の再建が両立していくように、そうすれば社会保障の継続性も担保されていくというふうに思っております。

○古本委員 財政の再建、最後で言っていたんですが、物価上昇のいかんにかかわらず、二〇一七年四月、消費税一〇%という理解でよろしいですね。

○甘利国務大臣 日銀は、安定目標として二%近傍というのを掲げています。これは、二%より低ければ二%を目指す、高ければ二%までに抑え込むという両方の意味があるかと思いますが、そして、消費税による物価の上昇というのはワシントンショットであります。我々は、毎年毎年わずかに

な、わずかというのは、二%前後の物価が上昇していく、そして賃金はそれをオーバーライドしていくという経済を達成する。世界標準の健全な国家の成長というのは、実質成長が二%程度確保されて、名目はそれを若干上回っていくという形があらまほしき姿だと思います。

あらまほしき姿に向かって取り組んでいきたいと思ひます。

○古本委員 やると大臣がおっしゃっていたくまで、また当委員会にお招きしたいと思ひます。ありがとうございました。

○井上委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後二時開議

○井上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田嶋要君。

○田嶋(要)委員 民主党の田嶋要でございます。

きょうは、内閣委員会に機会をいただきました質問させていただきますことを、委員長初め委員の皆様から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

きょうは、ちょうど口永良部島、今、火山爆発ということで大変お忙しい中でございますが、副大臣、政務官には御苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

そういうような、火山の方も大変突然やってくるわけでございますけれども、きょう、私の質問は、原子力の、原発の方の避難に関する質問をさせていただきますまして、政務官として現地におった経験も踏まえまして、今どのようにそれが改善をされているのかも含めて御教示をいただきたいというふうに考えております。

それでは、最初にまず、オフサイトセンターの関係でございます。

オフサイトセンターというものがオンサイト以

外にあるわけでございますけれども、私もそこにおったわけでございますが、改めて、どういうミッションを持ったセンターであるかということをお答えいただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 お答えいたします。

オフサイトセンターのミッションということでございます。

オフサイトセンターにつきましては、原子力災害特別措置法の緊急事態の応急対策拠点として指定された施設でございます。原子力の緊急事態が発生した場合の国の原子力災害現地対策本部が置かれる場所でございます。

そこにおきましては、国の関係機関あるいは関係自治体、専門機関、それから原子力事業者が参集をいたしまして、原子力災害合同対策協議会を組織いたしまして、相互の情報交換あるいは活動に関する調整を行うこととなっております。

また、この現地対策本部におきましては、住民の防護あるいは支援の最前線、あるいは自治体との現地調整拠点として、原災本部長の指示あるいは各種対策の実施、オフサイト対策の支援に係る連絡調整、自治体との具体的対策の検討、調整、こういったことを実施するものでございます。

○田嶋(要)委員 原発事故の際に現地の対策本部が置かれるということでしたが、三・一一のときにはこのオフサイトセンターはどのように活用されたか、そして、そこからどういうことが教訓として得られたかということを教示していただきたいと思ひます。

○小里副大臣 オフサイトセンターに関する教訓としては、発電所の近傍にあつたことから建物内の放射線量が上昇してしまつたこと、あるいは、これに備えた放射線防護設備等を備えていなかったこと、また、余震等による通信回線の途絶などによりまして通信設備が十分機能しなかつた、衛星電話のみでこれを行つたというような実態がございました、などの理由によりまして、機能不全に陥つてしまつたと認識をいたします。結果として、三月十五日に現地本部を福島市の方に

移さざるを得なかつたわけでございます。

この反省を踏まえまして、平成二十四年八月に、当時の原子力安全・保安院がオフサイトセンターのあり方に関する基本的な考え方につきまして取りまとめを行ひまして、これに基づいて要件を見直しました。

具体的には、発電所との距離につきまして、原則五キロから三十キロの範囲といたしました。また、衛星電話を含めた通信設備の多重化や、自然災害の発生に備えた非常電源等の設置、放射性物質遮蔽のための空気浄化フィルターの設置等を新たに要件としたところであります。さらには、万が一オフサイトセンターが使用できなかった場合は三十キロ以遠に代替施設を確保するということとしたところでございます。

○田嶋(要)委員 まさに五キロ以内にあつたということがです。五キロ以内にそういう立派なものが用意されて、私も中も入らせていただきましたけれども、多くのコンピュータやスクリーン画面等、全部そろつていたにもかかわらず無用の長物になつてしまつたと、非常にむなしさを現地で覚えた記憶がございます。

それを五キロから外に置いたということですが、まあ、であれば、そこは、今後は、同じように、爆発が起きるようなことがあつても、仕事にたえられるという理解でよろしいですか。

○小里副大臣 そのように認識をしております。なぜ五キロから三十キロかといいますと、これは、一つは自治体間の連携が確保できるように、また情報収集がしつかりできるようにというようなことから、この範囲としたところでございます。

また、万が一の場合は、申し上げましたとおり、代替施設を三十キロ以遠に備えることとしておりますので、いかなる事態に対しても対応できると考えているところであります。

○田嶋(要)委員 また一方、私は福島県庁の五階に結果的には陣取ることになつたわけでございます

すが、そこはそことして、例えば東京電力の第一あるいは第二、浜岡、そして本社と通信回線で結んだテレビ会議を朝、昼、夜と、そんなような形で、土日も含めて毎日やらせていただきましたが、そういったことをやるにつけ、どこにそういったオフサイトセンターがあるかということ、さほど差はないのかなという印象もあるわけでございます。

逆に、県庁のような、いわゆる災害に対してのコントロールタワーがあるところの方がむしろ都合がいいこともあつたのかもしれない。当時、百名ほどの方がいらつしやいましたけれども、東電の方はもちろんのこと、自衛隊の方、警察の方、放射線医学研究所からの出向の方、大勢いらつしやいました。むしろその方が都合がいいのかなという感じもいたしたわけでございます。

改めて、今回、余り近くには置かないということで、五キロから三十キロ。しかし、県庁ということではなくて、やはりそういった範囲内にオフサイトセンターを設けることのメリット、裏を返せば、福島県庁の五階のような場では何か不都合なことがあつたのか。やはりオフサイトセンターはオフサイトセンターとして設ける必要があるんだということを改めて御説明いただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 お答えいたします。

まず、福島県庁の方にオフサイトセンターを三・一一のときは移転をいたしました。御指摘のように、移転したことによりまず不都合が生じたということは特になかつたというふうに考えております。

ただ、やはり発電所の近くにこれを設置するという必要性がございますけれども、オフサイトセンターの機能といたしまして、初動対応において、まず緊急時のモニタリングを実施いたしました。これは発電所の周りを中心としてモニタリングカーを走らせるなどいたしました測定いたしましたし、それから、もう一つ大事なことは、住民の避難が今どういう状況になっているか、これをき

ちつと把握する必要があります。三・一のと
きも、双葉病院にまだ人がおられることを
現地の職員が確認したといった経験もござい
ました。

したがって、そういう現地に即した具体的な対
策を実施するという観点から、先ほど申しまし
のような五から三十キロ圏、すなわち発電所の比較
的近傍のところに設置する、こういう考え方を
とっているものでございます。

○田嶋(要)委員 むなしさを覚えることが今後な
いようにしっかりとやっていただきたいんです。

それでは、現状、原発は動いておりませんけ
れども、当然、動かそうとしている原発も含めて、
今既にこのオフサイトセンターというのは着々
と進んでいるという理解でよろしいのかどうか、
現状どこまで進んでいるのかを御答弁いただ
きたいと思います。

○小里副大臣 御指摘をいただきましたような考
え方に基づきまして、現在、原発から五キロ圏内
にあるオフサイトセンターにつきましては移転を進めて
いるところでございます。これは本年度中には完
成をする見通しであります。

こうした施設の強化に加えて、継続的に
防災訓練を行いまして、そこから反省点とか改善
点を見出しながら、不断の努力においてしつかり
と改善を図って、緊急時にハード、ソフト両面か
らしっかりと対応できるように努力をしまいたる所
存であります。

○田嶋(要)委員 後ほどお伺いしますが、これは
質問としては通告していませんが、当然、住民
避難計画の前提というふうに理解してよろしう
ございますか。これは政府がつくる建物でござい
ますけれども、住民避難計画にとって非常に必須
なものでございますが、今、九州の方の再稼働の
議論もございまして、住民避難計画にとつ
ての必須のものであるというふうに理解してよろ
しいですか。

○山本政府参考人 オフサイトセンターにつきま
しては、発電所が稼働するしないにかかわらず、

避難計画とともに、きちつと国として整備をして
いくというものでございますので、必ずしも法律
上もそういう要件になっているわけではございま
せんが、先ほど副大臣から御答弁させていただ
きましたように、全国のオフサイトセンターをし
っかり整備していくということでも対応してまい
りたいと思っております。

○田嶋(要)委員 最後に、もう一つだけお伺いし
ます。

きょう、たまたま火山が爆発したわけござい
ますが、このオフサイトセンターというのは事故
が起きたときに役立つものとして用意されている
わけですが、そういうことで、逆に言えば、
ふだんは使っていないという認識でございま
す。これは、ふだんももう少し何か有効活用するこ
とはできないのかどうか。逆に、大惨事のときに全
然使えなかった経験があるので、ふだんから使
った方が、言ってみれば、動かしておくと、何でも、
行ってみたら使えなかったみたいなのが起き得
ますので、消火器みたいなもので、いろいろ
使っておくということ、使いたれておくというこ
とも大事なような感じがするんです。

例えば、原発のある場所というのは、エリアに
しますと十二カ所か十三カ所があるようでござ
いしますが、そこでの火山ということも当然あるし、
今回もこういうふうに火山が起きたということ
で、何かそういう活用方法というのはあり得るん
ですか、どうですか。ちよつとこれは質問通告な
しですけれども。

○山本政府参考人 オフサイトセンターの日々の
管理運営でございしますが、もちろん、設備の維持
管理は毎日きちつと把握をしているところでござ
いますし、それから、少なくとも年に一回は各地
域ごとに防災訓練が実施されますので、実際には
そこに緊急参集の要員が集まりまして、実際の資
機材を使って訓練をいたします。これは年に一
遍のことでございます。

それ以外にも、オフサイトセンターには原子力
規制庁の規制事務所が併設されてございますの
で、日々の防災に関するところ、あるいは規制に
関するところでございますが、そういう連絡調整
のためにも、東京との間でテレビ会議室も使つて
連絡調整をさせていただいておりまして、そうい
う意味では、資機材の活用についての習熟という
のは日々積み重ねていただいているというところ
でございます。

○田嶋(要)委員 そういう意味で、まさかのとき
のための習熟という意味では理解いたしました
が、私がお伺いしたかったのは、火山のような違
う災害にとつても活用できるような工夫というの
はあるのかないのか。これは、原発でしか使えな
い機能しかそろっていないわけじゃなくて、目に
見えるか見えないかの差はあつても、住民が避難
するという意味では一緒なわけですね。だか
ら、最大限活用できるように工夫できているん
ですかということをお願いいたします。

○山本政府参考人 まず、オフサイトセンターの
立地しておりますのは原子力発電所の近傍でござ
いますので、近くに火山があるか、あるいは風水
害の災害が発生するような場所かどうかというの
は、なかなか難しいところがあります。

もちろん、この施設は、国の交付金を使いま
して県が実際には整備してございます。それで、も
し、そういうほかの用途でどうしても緊急に必要
だということであれば、協議の上、別の災
害でも使うということは十分可能性があるという
ふうに考えております。

○田嶋(要)委員 私が先ほど申し上げたとおり、
全然そのための場所じゃない県庁の五階がオフサ
イトセンターになったんです。そういう意味で
は、ちゃんとそろっているところは役立つんじや
ないかな、かなりお金もかけてそういう整備をす
るわけですからね。それが有効活用できるよう
に、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の御質問でございますが、次はS
PEEDIについてお尋ねします。
この言葉は有名になりました、私も政務官時代
に非常に苦労したのが懐かしいと言つてはあれ

すけれども、本当に苦労しました。
これは、当時は情報を出さないことに変な厳し
いお叱りを受け続けておつたわけでございます
が、御案内のとおり、最近、お手元の資料でつ
けてございますけれども、SPEEDIは原発事故
の避難判断には使わないという規制委員会の方針
が出たわけでございます。

まず、今後は使用しないというような決定の中
身とその理由に関して、御答弁いただきたいと思
います。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。

原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子
力発電所事故の教訓ですとか、あるいはIAEA
が定める最新の安全基準を踏まえまして、緊急時
に住民の防護措置を迅速かつ的確に実施するため
の仕組みを整備してまいりました。

具体的には、原子力災害対策指針におきまし
て、まず、施設の状態を踏まえて緊急事態を判断
するための基準及びそれに基づき講ずべき防護措
置の内容をあらかじめ定めるとともに、これに
基づきまして、放射性物質の放出の前に、予防的
措置として、PAZ、おおむね五キロ圏内でござ
いますが、PAZにおいては避難、UPZ、お
おむね五キロから三十キロ圏内でござい
ますが、UPZにおいては屋内退避をすることとい
しております。

さらに、事故の鎮圧がうまくいかず、放射性物
質の放出に至つた場合につきましては、緊急時モ
ニタリングの結果を踏まえまして、あらかじめ定
められた放射線量の基準に照らして追加的な防護
措置を実施すべき区域を特定し、避難や一時移転
などの措置を講ずることとしております。

こうした考え方に基きまして、住民の防護措
置を実施するに当たってはSPEEDIなどの予
測的な手法を利用する必要があることから、今
般、原子力災害対策指針にもその趣旨を反映した
ものでございます。

○田嶋(要)委員 何か突然そういう判断がおりた
わけでございますけれども、三年前にそれだけ強

く厳しくお叱りを受けておった側としてはあれという感じでございますが、これはもとと文科省です。文科省の後、今、原子力規制委員会に引き継がれておるので、過去のいろいろなことまで御答弁いただくのはあれですけれども。

しかし、では、そういったことは最初はわかっていなかったことなんですか。要するに、最初は、役に立つから何百億円もかけて入れたわけですよ。何でこんなふうに話が変ったのか、そこから辺をもう少し御答弁ください。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。

SPEEDIにつきましては、一九七九年のスリーマイルアイランドの事故の後に、当時の日本原子力研究所において開発が進められてきたものでございます。開発の当初は、原子力施設の周辺環境における放射性物質の分布状況ですとか、それに基づく被曝線量などの予測に使うということ想定して開発されてきたと承知しております。

その後、それを防災にも使えるのではないかとということで、たしか昭和六十年ぐらいから、原子力防災への活用ということが始まったと承知しております。

その際の考え方でございますけれども、SPEEDIというのは、それ自体で予測ができるものではないと承知して、まず、いつ、どれぐらいの放射性物質が放出されるのかという入力条件がないと計算ができないものでございます。その前提として、原子炉から放出される放射性物質の量、あるいは、いつ出るのかというタイミングが把握できるという前提でSPEEDIを使うということになっていったものと承知しております。

SPEEDIによる予測線量をもとに、各種防護措置について、個別に定められていた基準に照らして避難などの判断をその都度行っていくというのが従来の防災の考え方であったというふうに承知しております。

今般、福島事故というものを踏まえまして、そもそもSPEEDIに入力すべきデータというのを得ることというのが極めて難しい、なおかつ、あくまでも予測的手法でございますので、実際に起きることがそれと違った場合に、かえって避難行動をとられる住民の方をリスクにさらしかねないということも勘案をいたしまして、このような原子力災害対策指針を策定させていただいたというところでございます。

○田嶋(要)委員 スリーマイルということは七九年でございますね、かなり古いところからの話だということで、導入してそれを原子力防災に使えるんじゃないかと考えていたけれども、いわゆる元データが要ります、インプットがないことには正確にはじけませんということですね、それは普通、聞けばそういうふうに思いますよね。これは三・一一まではそういうことはわからなかったんですか。

○片山政府参考人 お答えいたします。その当時、どういう認識で原子力防災の体制を構築していたのかということについて、今ここで私がお答えするのはなかなか難しいんですけれども、恐らく、そういう予測が可能であるという前提に立つて仕組みを構築していたということではないかと思っております。ある種の安全神話に陥っていたということではないかというふうに思っております。

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえまして、今回、IAEAの考え方というのを取り入れて原子力災害対策指針を改め、新たに策定したということでございます。

○田嶋(要)委員 ということは、これはスリーマイルが契機であったとしても、世界のほかの原子力を扱っている国ではこういうSPEEDIが使われていた場所はないという理解でいいですか。その辺、御存じありませんか。これは質問通告なしですけれども。

○片山政府参考人 お答えいたします。諸外国で具体的にどのような予測的手法が実際に使われていたのかということをつまびらかに承知はしておりませんが、SPEEDIというのは一つの予測的手法、特定のある種の計算

コードの名称でございます。それ以外にも、そういう拡散計算をするような計算コードというのは世の中にたくさんございます。諸外国においてもそういうものを持つている機関は当然あるうかというふうに思います。

ただ、住民の避難の判断においてそういう予測的手法のみに基づいて行うことは、近年では行われていない。むしろ、IAEAの安全基準というものは、施設側の状況に応じて予防的防護措置をとる。放射性物質が放出された後は、モニタリング結果に基づいて防護措置をとるというのが今のIAEAの基本的な考え方になってきているというふうに承知しております。

○田嶋(要)委員 今起こっている火山の噴火と比較すると何が違うかといえば、これは見えるものがないということなんですよ。火山の噴火の場合、あちこちに逃げろ、あちこちに逃げろと、それなりに見えるから判断もできますけれども、どこが何マイクロナンベルトなのか何にもわからないわけですから、みんなおっかなびっくり仕方ないわけですね。だからこそ、予測数字というのが本当は欲しいと思うんですよ。見えないからこそ、なお一層。

しかし、今回、原子力規制委員会が出した結論というのは、SPEEDIは余り役立たないということじゃなくて、むしろ、住民避難にとつて悪いものだ、間違いを起こす可能性がある、そういう結論だということではないんですか。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。繰り返すようになりますが、SPEEDIという拡散計算をするものに入力するデータとして、いつ、どのようなタイミングで放射性物質の放出になるかということと当てて計算するというのができない以上、それに基づいて住民の避難を指示するというにはやはり危険が伴うというふうに認識をしております。

○田嶋(要)委員 予測が本当は求められる、避難している国民の方は、本当は予測してほしいと思

うんですけれども、それはやはり結論的には難しい。それで、今回、モニタリングポストというものを充実して、実際に測定されたデータを見て、こつちに逃げろ、あちこちに逃げろ、中に残れ、そういうことが決まってくるというふうな理解だと思っております。今後は、そのモニタリングシステムをさらに充実させることが、要するに、原発事故の住民避難のときの基本情報としてはそれが全てだという理解でよろしいんですか。

○小里副大臣 いろいろな角度からこれは考えないといけないと思いますが、万が一の事態が不幸にして発生した場合は、まず原発自体の置かれていた状況、そしてまた臨時のモニタリング調査に基づいてデータをもとにしながら、避難計画に基づく避難誘導をしつかり行っていくかなきゃならないと認識をしております。

○田嶋(要)委員 これも当時からやしておったのはそのとおりでございますが、関係者の間だけで情報共有されるのでは意味がなくて、やはり、先ほどから繰り返しますが、見えないものなんです、それこそ国民一人一人のスマホにきつちりデータが、いつでも見られるという状況をふだんからつくる必要があるだろうと私は思います。

そういう意味で、今充実させていただいておるということでございますけれども、やはりそうしたシステム開発とかいうことも含めて、事故対応している方だけの情報では意味がございませんから、一人一人の住民にしっかりと情報が届くようにしていただきたいということをお願い申し上げます。

それでは、三つ目でございますが、住民避難計画でございます。この住民避難計画は、今、九州、川内原発の話もありますけれども、どの自治体に作成義務があるのか、御確認します。

○山本政府参考人 避難計画の対象の自治体でございますけれども、先生御案内のとおり、規制委員会が作成いたしました原子力災害対策指針におきましては、五キロ圏をPAZ、それから三十キ

口圏をUPZというふうに決めてございますので、これらのPAZ及びUPZの対象区域が含まれる自治体がこの住民の避難計画を作成する義務がございまして、具体的には、現在、二十一道府県の百三十五の市町村にその作成義務がございまして。

○田嶋(要委員) 先ほど来お伺いしてまいりました、いわゆるオフサイトセンターに関してのこと、それからSPEDDIというものは今後は使わないことになってモニタリングポストにかわった、いろいろな三・一一の反省を踏まえて、それを教訓として、いろいろ変わってきたわけでございます。それは基本的にはいい方向に変わっていきんだらうと信じたわけでございますけれども、そうした住民避難計画なるものが本当にいざというときに使えるものなのかということに関しまして、原子力規制委員会というのは計画の妥当性を評価するのでしょうか。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。

地域の防災計画、避難計画につきましては、災害対策基本法に基づいて関係自治体で作成するというものになってございます。

政府としても、この取り組みを全面的に支援するため、各地域ごとに設置をした地域原子力防災協議会において、内閣府が中心となり、原子力規制庁を含む関係府省庁が関係自治体と一体となって地域防災計画の充実強化に取り組んできているところでございます。

また、具体化、充実化が全体として図られた地域については、その地域防災計画が原子力災害対策指針などに沿った具体的で合理的なものであることを地域原子力防災協議会で確認をし、原子力規制委員長も参画をいたします原子力防災会議において国として了承するというものとされていることと承知しております。

このプロセスの中で、原子力規制委員長及び原子力規制庁がかかわっていく、そういう仕組みになっているところだと認識しております。

○田嶋(要委員) やはり、これはよく指摘もされ

るところでございますけれども、原発というのはどこからどう見ても国策なわけでございます。再稼働という話も今出ておるわけでございますが、現在の避難計画の実効性ということに誰が一体最終的な責任をとるのか。現場任せでいいのか。もちろん、現場の細かいロジスティクスことは現場にしかわからないことがたくさんあります。たくさんありますが、しかし、三・一一の経験も踏まえて、大所高所からこれだということをやったりしつかり国が責任をとれるような手続というのが私はできてしかるべきだと思うんです。今そこが非常に曖昧になって、法定もされていないということも私は申し上げたいと思います。副大臣、その点、御答弁を前向きにお願いしたいと思っております。

○小里副大臣 原発事故から国民の生命、身体、財産を守ることは、これは対法等に基づく国の責務であります。また同時に、自治体におきましては、住民の生命、身体、財産を守る責務があるところでございます。

先ほど事務方からお答えをしましたように、避難計画等の作成の義務は、地域に精通した自治体にまします。ただ、一方では、災害対策基本法に基づき防災基本計画を策定いたしますが、本年三月にこれを修正しております、すなわち、各地域に地域原子力防災協議会を設置して、国と自治体が一体となって防災計画、避難計画をしっかりと充実強化を図っていくということが定められております。

また、緊急時の対応が具体的に合理的なものであることを確認した上で、これを、総理が議長、全閣僚がメンバーとなっている原子力防災会議に報告し、了承するというものになっておるところでございます。すなわち、おっしゃる避難計画の実効性につきましては、国と自治体が共同責任で行っていくべきものと認識をするところでございます。

また、同協議会において、避難計画、地域防災計画の策定支援とともに、訓練を通じて、先ほど

年一回は必ず行うということであります。反省点をしっかりと抽出して具体的な改善につなげる、そういう不断の努力をしつかり行っていくべきであります。地域の防災、避難計画につきましましては、継続的に改善充実を図ってまいり、政府として、住民の皆様の安全、安心をしつかり意識しながら取り組んでまいりたいと認識をしております。

○田嶋(要委員) 実態としてはやれているんだということをおっしゃりたいのだと思っております。最後、万が一の事故が、また三・一一のようなことが起きる場合のことと備えて、しつかり、総理大臣以下、国の責任だということを法定して明確にしていた、だということが必要だということを申し上げます。

それでは、最後に一問だけお伺いしますが、原発の避難者の住宅支援の打ち切り方針という話がニュースなどで流れておりまして、関係者の間で懸念が起きているわけでございます。

今回、なぜそうした話が今、表に出ているのかということをお伺いしたいと思います。

○松本大臣政務官 東日本大震災によります応急仮設住宅の提供につきましては、災害救助法に基づき応急救助といたしまして実施をしているものであります。発災当初から、地震、津波、原子力災害で一律に取り扱ってきているところであり

ます。

福島県における応急仮設住宅の六年目への延長につきましては、現時点において正式な協議書が福島県から提出をされておられませんので、具体的な内容についてお答えできる状況にはございませんけれども、福島県とも引き続き協議をいたしまして対応してまいりたいと考えております。

○田嶋(要委員) ありがとうございます。

火山の方もやっておられて政務官も大変だと思うんですが、きょうは、この点に関しまして、超党派の議員連盟から申し入れもさせていただきま

お手元の資料の二ですが、時間はゆつくりございませぬけれども、大事なことは、新たにまた大惨事、今回の火山のようなことがいけば、みんなの目がそっちに行き、マスコミもそっちに行きますね。どんな時間の経過とともに風化ということが起きてしまうということを、特に我々は戒めなきゃいけない。

もう四年も過ぎた福島ですが、こういったアンケート、そしてこの後ろについている一人一人の声、本当に泣けてきますよ、泣けてくる。これを見て、一家で離散して住んでいる人が半分いるんです。五割以下の人しか家族と一緒に住めていない。私も今でも福島へ行きますけれども、なじみの焼き鳥屋へ行っても、そのお兄ちゃんも、奥さんは離れたところに住んでいるとか、そういう家族がたくさんの目を当たらにします。だからこそ、やはりこれを忘れちゃだめだと思わなくてはね。

だから、やはりこういう方々の住宅というのは命にかかわるものです。一番最後のページをもらいたいだけでも、何が大事か、健康と賠償と住宅、これが常にトップスリーなんです。健康と住宅と賠償問題。だから、ここはぜひ慎重な対応をお願いしたい、そのことを最後に申し上げます。質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○井上委員長 次に、池内さおり君。

○池内委員 日本共産党の池内さおりです。

きょうは、前回に引き続き、官房機密費についてお伺いをいたします。

官房長官に質問いたします。

五月二十二日の当委員会では、私は、官房報償費取扱要領で示されている官房機密費の会計書類、内閣官房報償費出納管理簿、政策推進費受払簿、支払決定書を示し、官房機密費がどのように記録されているかを質問しました。

国庫から支出され、官邸が受け取ったお金が出納管理簿に記録をされる。その後、事務方が支払ったものは、支払決定書に、いつ、誰に、どの

ような目的で、幾ら支払ったかの記録が残る。その一方で、官房長官みずから使ったお金は、政策推進費受払簿に記録はされますが、その先、いつ、誰に、どのような目的で、幾ら支払ったか、この記録はないとのことでした。驚くべきことだと思えます。

前回、官房長官はその答弁の中で、報償費の執行に関して、会計検査院が必要として、会計検査院長から特に申し出のあった場合は、官房長官みずからその説明に当たることとなっておりますと答弁をされました。

会計検査院に質問します。
安倍内閣の官房機密費の執行について、いつ、どのような検査を行いましたか。

○桜田会計検査院当局者 お答えいたします。
内閣官房報償費の検査につきましては、内閣官房の会計経理についての検査の一環として実施しております。

内閣官房に対する会計実地検査でございますが、平成二十四年十二月から二十六年九月までの間では、二十五年二月、二十五年七月、二十六年一、二月、二十六年七月の計四回実施してございます。

○池内委員 官房長官に質問します。

官房長官は、会計検査院長から特に申し出のあった場合は、官房長官みずからその説明に当たると答弁をされています。先ほど会計検査院から答弁があった二〇一三年の二月、七月、二〇一四年一月、二月、そして二〇一四年七月、このときは官房長官みずから会計検査院長に説明をされたということではないでしょうか。

○菅国務大臣 会計検査院に報償費の執行に関して私が直接に説明を行うことはありませんけれども、事務方を通じて毎年検査の場において的確に対応しております。会計検査院から特段問題を指摘されたことはありません。

○池内委員 会計検査院にお聞きしますが、会計検査院ではこれまで官房機密費についてどのような問題を指摘していますか。

○桜田会計検査院当局者 お答えいたします。

内閣官房報償費の執行等に関する指摘でございますけれども、内閣官房及び外務省におきまして内閣官房報償費の適切な執行等を図るよう、平成十三年九月二十七日に、内閣総理大臣及び外務大臣に對しまして、是正及び改善の処置を要求しております。

これは、いわゆる松尾事件が発生したことなどを受けまして、会計検査院が事件の発生原因及びその背景について説明するとともに、宿泊費差額の支払い財源とされました内閣官房報償費の執行体制は適切かなどについて検査を行ったものでございます。

会計検査院では、この検査の結果に基づきまして、一点目といたしましては、内閣官房及び外務省において、総理大臣外国訪問におけるおのの事務分担を明確に定め、その事務の分担に際しみずからの責任において予算を執行すること、二点目といたしまして、内閣官房において、内閣官房報償費の出納、保管に係る事務補助の内容及びその実施手続を定めるとともに、管理状況が十分把握できるよう、その執行体制を整備すること、三点目といたしまして、内閣官房において、内閣官房報償費の出納、保管につきまして定期的に内部監査を行うなど、報償費が適正に使用されているかどうかの確認を内部で行うことができる体制を構築すること、以上の三項目につきまして改善の処置を要求したところでございます。

○池内委員 機密費が秘密の資金であること、その事務が内閣官房と外務省の双方にわたることを巧みに利用して競走馬やマンションの購入に不正流用するという大変な事件については指摘をされてきたという答弁でした。

こうした問題と並んで、それ以上に官房機密費が注目をされたのは政治への流用です。前回も私はこの委員会では政治への流用です。前回も私は新聞やテレビでその使途や金額について証言をしています。野坂浩賢元官房長官が、二〇〇一年一月の新聞のインタビューで次のように証言をしま

した。

最も多い使い道はせんべつだ。国会議員が海外視察に出かける時に渡した。若い議員には三十万円ぐらい、委員長になると百万円ほどになる。現地の昼食会にでも使うのだから。

せんべつを受け取る人は与野党問わない。だが、共産党は呼んでも取りに来ない。長官室に呼んで渡すのが基本だが、自ら要求してくるつわものもいた。

(長官だった一九九四年七月からの一年半に)三回ほど与野党の国会対策委員会幹部に渡したことがあった。法案通過だったか難しい政局を乗り切ろうとしてだ。一回当たり計五百万円ぐらい。金で解決するのとか矛盾を感じたが、実際には効果があつたのとなかつたのとが半々だった。

一度に最も多く出したのは、外遊で村山(富市首相に持たせた約一千万円)だろう。夏休みと言つても彼には別荘も何もないから「何とかならないか」と相談されて、那須での滞在費を出したこともある。

会計検査院は、こうした機密費の使い方について、問題を指摘してきましたか。

○桜田会計検査院当局者 お答えいたします。

内閣官房報償費の執行等に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、平成十三年九月に、内閣官房報償費の適切な執行等を図るよう、内閣総理大臣及び外務大臣に對して、是正及び改善の処置を要求してございます。

御質問の報道の事柄につきまして、検査報告に揭記したものはございませんが、ただいま説明しましたような会計検査院の指摘によりまして、内閣官房と外務省におきまして、事務の分担に際しみずからの責任において予算を執行したり、内閣官房において、内閣官房報償費の出納、保管についての執行体制を整備するなどの改善が図られたところでございます。

○池内委員 会計検査院は、こうした機密費の使い方を問題なしと判断したということでは

うか。

○桜田会計検査院当局者 お答えいたします。
お尋ねの報道の点でございますけれども、当時、そのような報道がありましたことは承知してございます。

一般的に申し上げますと、会計検査院では、さまざまな報道も参考といたしまして検査を実施しているところでありまして、お尋ねの報道の事柄につきましては、検査の結果を検査報告に掲記したものはございません。

いずれにいたしましても、報償費の検査に当たりましたは、引き続き厳正に検査を行つてまいりたいと考えてございます。

○池内委員 会計検査院は、官僚の不正流用は指摘をしましたが、政治家たちへの資金の配分については指摘をできずに来ている。官房長官が機密費の執行について会計検査院の検査があると言われても、こうした経過を考えれば、そのチェックは、機密費の数々の疑惑、また疑問に應えるものではないということを私は強く指摘したいと思ひます。

そして、官房機密費の使途について、数々の疑惑が解決されないままに今日に至っています。とりわけ重大なのは、前回も指摘しましたが、選挙への投入という疑惑です。

二〇一〇年八月に、鈴木宗男官房副長官が、八年沖縄県知事選挙に機密費三億円を投入した、小淵内閣の時代に、沖縄県知事選挙の稲嶺陣営支援のために官房機密費を三億円使ったと聞いていると証言をしました。

きょうは、やはり九八年に行われた名護市長選挙に機密費が使われていたのではないかとということと強く示唆する資料を紹介したいと思ひます。

きょう、皆さんにお配りしている資料です。これは、我が党の大森猛議員が二〇〇一年四月四日の決算行政監視委員会に提出した資料です。

九八年四月に、週刊誌が、高級料亭から銀座のクラブまで、首相官邸の官房機密費使用明細すっぱ抜くということで報道されたものです。その使

途先と金額をまとめたのが、お配りした資料です。めくっていただくと、使途先と金額の根拠となった官邸の銀行振り込み書のコピーがあります。

この資料は、大森議員だけでなく、塩川議員も二〇一〇年三月十日の内閣委員会で提示をして、官房機密費の使途先を問いました。

使途先として最初に目が行くのは、高級料亭やクラブへの巨額の使用です。

そして、さらに私が注目をしたのは、琉球総合開発、那覇ハイヤーという項目です。最初にこの明細を報道した週刊誌は、この明細について、九八年二月末、総理官邸首席内閣参事官の名で支払われた一カ月分の明細だと報じました。琉球総合開発とは、沖縄を代表するホテル、ハーバービューホテルを当時、経営していた会社です。菅官房長官がことし四月五日に翁長県知事と会談されたホテルでもあります。

九八年、単に沖縄の観光に行ったのであれば、これは不正支出だと思います。しかし、この時期には、官邸が沖縄に重大な関心を持つ明確な理由がありました。

九八年の一月、二月に沖縄で何が行われていたか。九七年十二月に名護市においてヘリポート基地建設の是非を問う住民投票があつて、翌九八年二月八日には名護市長選挙が行われました。まさにそのど真ん中に、官房機密費が沖縄で使用されている。そのホテルに誰かが秘密に宿泊し、ハイヤーを借りてどこかに行った。誰が考えても、名護市長選挙絡みの支出だと私は思います。

九八年の名護市長選挙から沖縄県知事選挙まで、これらの疑惑について、鈴木元官房副長官を初め、この振り込みを行った首席内閣参事官など、関係者から事情を聞き、真相を明らかにするべきではないですか。官房長官、いかがですか。

○菅国務大臣 まず、今委員から御指摘のあった大森委員の配付した資料でありますけれども、当時の議事録を確認しましたけれども、出所を明らかにされないまま質問をされているというふうに承知していますし、出所が不明な文書について内

容をお答えすることは困難であり、また、その真偽についても調査を行う必要もないというふうに思っています。

そしてまた、鈴木宗男議員の話がありましたけれども、まさに公文書等の管理に関する法律に基づいて定められております内閣官房行政文書管理規則においては、会計関係書類の保存期間を五年といたしております。したがって、九八年やその前の年の会計書類というのは、既に保存期間を経過していることから、保存はしておりません。

○池内委員 この振り込み先に出てくるのは、実在する、あるいは当時実在した料亭やホテルになっていきます。振り込まれた銀行、当時の官邸職員も出てきます。極めて真実性が高い証拠だと私は思います。

しかも、きょう私が指摘した沖縄での支出、この振り込みの中でも、なぜ沖縄の支出がいろいろな料亭の名前が出てくる支出と並んで出てくるのか、不思議だと私は思いましたが、しかし、振り込まれた時期を考えると、名護の市長選挙の時期に当たっている。鈴木元官房副長官の証言もある。ぴつたりとおさまるところにおさまって、逆に、まさにこの振り込み自体が官房機密費の支出として真実性を増すものになっていると私は思います。

官房長官は、二十二日の答弁で、昨年十一月七日のこの内閣委員会において、沖縄の知事選挙にも他の選挙にも使うことはありまじと明言を、答弁をされました。この答弁は私は当然のことだと思ひますが、昨年の内閣委員会では、「私の判断のもとで、そういう使い方はしませんが」という答弁でした。この「私の判断のもとで」というのはどういう意味でしょうか。秘密の資金で選挙に介入することは違法であり、違法な資金で民意をゆがめることは許されないという意味なのか、それとも、政策的に使わない、使った方がよいという判断になれば選挙結果を問の資金で変えることも許されるという意味でしょうか。

○菅国務大臣 いずれにしろ、報償費の執行に当

たつては、官房長官の交代時、毎年、年度別に作成をしますけれども、内閣官房報償費の執行に当たつての基本的な方針、一が政策推進費、二が調査情報対策費、そして三が活動関係費、この三つの目的類型ごとに、真にその経費の性格に適したものに限定して使用してございまして、厳正な執行に努めているところであります。

○池内委員 官房長官が、私の判断のもとで使わないと答弁をされた、その答弁が最初に行われた十一月七日は、まさに辺野古新基地建設ノ一が最大の争点となった歴史的沖縄県知事選挙の真っ最中でした。しかも、その翌日には、官房長官みずからが沖縄入りを計画されていた。そのシチュエーションで、これまでの公式答弁、選挙に使わないとは言わないと答弁ができたか。その場合の沖縄の怒りというのは想像に余るものがあると思ひます。沖縄の戦いが、官房長官の、機密費を選挙には使わないという答弁を引き出したのだと私は思ひます。

しかし、本当に使わなかったのか。それは全く別の問題です。検証される必要があります。事務官の記録でも、保存をきちんとやって、国民に検証の機会を保障することが必要だということはいまでもありません。

今回配付した資料に示された銀行の振り込み、これは事務方の支出であつて、現行の仕組みでは、支払いの決定書としてその記録が残る仕組みになります。もう一度確認しますが、事務方の記録の保存期間は何年ですか。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。公文書等の管理に関する法律に基づいて定められました内閣官房行政文書管理規則におきまして、会計関係書類の保存期間を五年としていただいております。

以上でございます。

○池内委員 それ以前の記録は全て破棄されたというのですか。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。この文書管理規則に基づいて保存期間を五年と

しておりますので、基本的に、保存期間を経過しているものについては保存をしないところでございます。

○池内委員 私がきょう示した資料を裏づける記録というのは、もう既に破棄されていると。

今回、官房長官は、沖縄県知事選挙では使わないと答弁したことに關して、それが事実だったのかどうか。最低限、事務官が記録した支払決定書、これは国民に情報公開されるまで破棄をしない、こう約束するべきではないでしょうか。官房長官、いかがですか。

○菅国務大臣 私は、先ほど申し上げましたけれども、まさに、内閣官房報償費の執行に当たつての基本方針に基づいて厳正に執行をいたしているところであります。

そして、先ほどの、沖縄の選挙に報償費を使うのかと問われ、これに答えなかった場合に、私が知事選挙において選挙の公正を害するような方法で報償費を使うのではないかとというような懸念に従つて、極めて異例でありますけれども、私は、ほかの選挙にも使うことはありませんが、官房長官の政策判断のもとに、国益を担うために報償費というのを使わせたのだというのを私の考えであり、私の判断でそうしたということを申し上げたところであります。

○池内委員 根拠がないとおっしゃるのであれば、ぜひとも信頼に足るように根拠を示していただきたいというのが私の質問の趣旨です。

二〇一〇年八月に、鈴木宗男官房副長官が、九八年、沖縄県知事選挙に機密費三億円を投入したと証言をした。

私は、きょう、九八年に官邸から流出したと見られる官房機密費の振り込み書から、九八年二月の名護市長選挙に官房機密費が使用された疑惑を明らかにしてまいりました。

そして、昨年の県知事選挙、辺野古新基地建設ノ一が最大争点となった歴史的沖縄県知事選挙で本当に官房機密費を使わなかったのか。

してまいりますので、基本的に、保存期間を経過しているものについては保存をしないところでござい

たつては、官房長官の交代時、毎年、年度別に作成をしますけれども、内閣官房報償費の執行に当たつての基本的な方針、一が政策推進費、二が調査情報対策費、そして三が活動関係費、この三つの目的類型ごとに、真にその経費の性格に適したものに限定して使用してございまして、厳正な執行に努めているところであります。

○池内委員 官房長官が、私の判断のもとで使わないと答弁をされた、その答弁が最初に行われた十一月七日は、まさに辺野古新基地建設ノ一が最大の争点となった歴史的沖縄県知事選挙の真っ最中でした。しかも、その翌日には、官房長官みずからが沖縄入りを計画されていた。そのシチュエーションで、これまでの公式答弁、選挙に使わないとは言わないと答弁ができたか。その場合の沖縄の怒りというのは想像に余るものがあると思ひます。沖縄の戦いが、官房長官の、機密費を選挙には使わないという答弁を引き出したのだと私は思ひます。

しかし、本当に使わなかったのか。それは全く別の問題です。検証される必要があります。事務官の記録でも、保存をきちんとやって、国民に検証の機会を保障することが必要だということはいまでもありません。

今回配付した資料に示された銀行の振り込み、これは事務方の支出であつて、現行の仕組みでは、支払いの決定書としてその記録が残る仕組みになります。もう一度確認しますが、事務方の記録の保存期間は何年ですか。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。公文書等の管理に関する法律に基づいて定められました内閣官房行政文書管理規則におきまして、会計関係書類の保存期間を五年としていただいております。

以上でございます。

○池内委員 それ以前の記録は全て破棄されたというのですか。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。この文書管理規則に基づいて保存期間を五年と

先ほど引用した野坂浩賢元官房長官は、最後にこう結んでいます、「領収書はもちろん帳簿すらない。公金を使っているという良心だけが歯止めだ。」と。

沖縄の県民の民意を踏みにじり続けている官房長官に、良心というもの存在を沖縄の皆さんは期待できるのでしょうか。機密費の執行について、官房長官は、厳正かつ効果的な執行を官房長官が責任を持って行っていると答弁をされてきましたが、私は、官房長官は本当にお金に清廉なのか、わかりません。残念ながら、多くの国民もわかりません。

官房機密費の使途先、記録をしっかりと残し、国民的な検証が必要だということを最後に強く指摘して、機密費についての質問を終わります。

○菅国務大臣 根拠もなく、この委員会の中でそうした発言というのは極めて私は失礼だと思いますよ。

私自身は、まさに、沖縄の県民の皆さんに寄り添いながら、基地負担軽減のために全力で取り組んでいる、このことをはっきり申し上げたいと思います。

○池内委員 沖縄県民の民意は、基地建設反対が多数です。その声に一度でも耳を傾けたことがあのかと私は言いたいと思います。

そして、疑惑がこれほどあるのだから、根拠がないとおっしゃるのだったら、みずから根拠を示してください。そのことを私は強く訴えて、機密費の質問は終わります。官房長官、もう結構です。次に、ヘイトスピーチの問題について質問をいたします。

昨年の総選挙のおよそ半年前、二〇一四年の三月十六日に池袋で行われたヘイトスピーチの現場に私は立っていました。池袋の町は、ヘイトに反対をする市民が多数集まって騒然としていました。実際に繰り広げられている圧倒的な言葉の暴力を目の当たりにし、私は、こんなに悲しくなる、怒りを覚えるデモというのは生まれて初めてのことでした。いい韓国人も悪い韓国人も全員殺

せ、朝鮮人、首つれ、毒飲め、飛びおりろ、こういう、再現することすらはばかられる、おぞましい言葉に私自身も打ちのめされました。こうした言葉を投げかけられているさまざまなルーツの人々の気持ちを想像して、私は、大事な友達をたずねに傷つけられたような、また私自身がほこにおとしめられたような、本当に許せない思いを持ちました。

ヘイトスピーチは絶対に許さない。その後、選挙に立候補したときの私の政治家としての信条の大きな柱になりました。そして、差別を許さず路上でも闊歩している多くの仲間を支えられて、私はきょうこの場所に立っています。この問題は、さらに多くの皆さんと力を合わせて、何としても改善していきたいというふうに思っています。

政府の取り組みについて、法務省の取り組みから質問をさせていただきます。

毎年、人権啓発のために出されているパンフレットがあります。私も何度も読ませていただきました。このパンフレットの中で、昨年の八月、ヘイトスピーチはどのような位置づけでしたか。

○岡村政府参考人 昨年七月発行の法務省の啓発冊子「人権の擁護」におきましては、外国人の人権に関する項目の中で、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして、社会的な関心を集めていることに言及するとともに、外国人の人権を尊重するように呼びかけを行っております。

○池内委員 昨年の夏に発行されたパンフの位置づけは、ヘイトスピーチの言及についてはあるものの、外国人の人権は尊重しよう、こういうアピールだったと思います。率直に言って、外国人の人権の中のひとつの問題という押し出しというのには、私自身は不満を感じていたところでした。

ところが、その後、きょう資料として皆さんにお配りしていますが、これは法務省の出したポスターです。「ヘイトスピーチ、許さない。」この

取り組みを開始されています。八月のパンフレットの発行以降、ヘイトスピーチの問題についてはどのように取り組みを進めてきましたか。

○岡村政府参考人 それまでの外国人の人権をテーマにした啓発活動に加え、こうしたヘイトスピーチがあつてはならないということを理解しやすい形であらわした、より効果的な啓発活動に積極的に取り組んでおります。

その一環として、ヘイトスピーチを許さないといったメッセージをポスターなど各種媒体において明確に示すとともに、ヘイトスピーチによる被害などの人権に関する問題の相談窓口をわかりやすく周知するなどしております。例えば、スポーツ映像をインターネットの動画サイト、YouTubeの法務省チャンネルで配信しているほか、東京、大阪を中心としたJRの主要駅構内におけるデジタルサイネージといった電子広告も実施いたしました。

○池内委員 そのような取り組みの変化、明らかに法務省の取り組みは昨年の秋ごろを境にギアが変わったというふうに思いますが、その理由を教えてください。

○岡村政府参考人 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動につき、ヘイトスピーチであるとしてマスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっております。そして、平成二十六年七月には国連自由権規約委員会から、同年八月には国連人種差別撤廃委員会から、日本政府報告審査における最終見解において、それぞれ、我が国に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されました。このような情勢の中、国会の審議においてもヘイトスピーチに関する御議論が活発となり、総理大臣や法務大臣から、ヘイトスピーチに関する啓発の充実について言及がありました。

以上のことなどを踏まえ、法務省の人権擁護機関では、これまでの外国人の人権をテーマにした啓発に加えて、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓

発活動を平成二十六年十一月から実施することとしたところであります。

○池内委員 法務省が対応を切りかえてきた流れがとてもよくわかりました。

私も、地元の駅で、この黄色いポスターを見て、とても感動しました。発行元が法務省となっていて、公の機関がこのようなスタンスを表明することにとっても勇気をもらいました。ぜひこうしたメッセージの取り組みを一層発展させていってほしいと思います。

人種や性別や障害のあるなし、こうした問題にかかわらず、私たちはこの社会で既に一緒に生きていると私は思います。

私自身が在日コリアンの皆さんの存在をしっかりと認識したのは、大学に入ってからでした。それまで確実に出会っていたはずですが、私は気づいていませんでした。ある在日コリアンの三世の友人が私に言いました。時の政権の意向で在日の権限というのは制限をされてきた、私はさおりさんとは違う、常に不安を感じながら生きていた私たちの存在、苦しみを考えたことがありました。この言葉が私は今も心に残っています。

既に私たちはともに生きている。ところが、ヘイトスピーチというこの醜い行為によって、私たちの社会の構成員が排除され、傷つけられ、存在を消されるようなことは、私は断じて許してはならないと思います。

国家公安委員会の、警察を所管する山谷大臣に、ヘイトスピーチに対する認識をお聞きします。

○山谷国務大臣 愛と平和、互いに敬愛し合う社会の実現ということを願っております。そうした意味で、ヘイトスピーチは許さない、そういう社会を実現していきたいと思っています。

特定の国や民族を誹謗中傷し、名誉を損なわせ、対立と憎悪の心をあおっていくということ、そもそも許されるものではなく、私の信条とも全く相入れません。差別のない、愛と平和、調和に満ちた寛容な社会を実現していきたい、その

ためにも、差別的言動は極めて憂慮すべき問題であつて、あつてはならないと考えております。

警察では、いわゆるヘイトスピーチと言われる言動やこれに伴う活動については、刑法の名譽毀損罪や威力業務妨害罪等が成立する場合は、法と証拠に基づいて取り締まるなど、厳正に対処しているものと考えております。

警察職員に対する人権尊重に関する教育、また職員等に対する必要な周知の徹底、引き続き、適切に対応するよう指導してまいりたいと思ひます。さらなる努力を重ねてまいりたいと思ひます。

○池内委員 きょうは、もつともつとヘイトスピーチの問題について質問を予定しておりましたが、時間が来てしまいましたので、これで終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○井上委員長 これにて本日の質疑は終了いたしました。

○井上委員長 次に、内閣提出、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。有村国務大臣。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○有村国務大臣 ただいま議題となりました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、みずからの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍することが一層

重要となつてゐることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現することを目的として、本法律案を提出する次第です。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則を三点定めております。

一点目は、みずからの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性に対する職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として行われなければならないこととしております。

二点目は、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として行われなければならないこととしております。

三点目は、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならないこととしております。

第二に、政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を定めることとしております。

第三に、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、基本方針に即して、事業主行動計画策定指針を定めることとしております。

第四に、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主は、女性の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、事業主行動計画策定指針に即して行動計画を策定し、公表すること等としております。

第五に、国及び地方公共団体の機関等においても、事業主としての行動計画を策定し、公表することとしております。

第六に、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主並びに国及び地方公共団体の機関等は、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生

活における活躍に関する情報を定期的に公表することとしております。

このほか、女性の職業生活における活躍の推進に関し、必要な事項を定めることとしております。

この法律の施行期日は、公布の日から起算して十八年四月一日としております。また、この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○井上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六月三日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時七分散會

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 基本方針等(第五条―第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条―第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条―第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条―第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条―第三十四条)

附則

第一章 総則

第一章 総則

第一条 この法律は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となつてゐることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、相互の協力の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要

な環境を整備することにより、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に關して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用の労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する

る施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十

五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用

した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項及び第五項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第六項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關し、当該取組

の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号 第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その

他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五十五条の三第一項及び第三項、第五十五条の四、第三十九條、第四十一条第二項、第四十八條の三、第四十八條の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の

業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替へるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第六項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員が政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)

を定めなければならない。
2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案し、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一) 一般事業主による女性の職業選択に資する情報公表

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第六項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する

者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関以下この条において「関係機関」という)は、第十

八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしない

で、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く)、第五章(第二十八条を除く)及び第六章(第三十条を除く)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む)は、前項の規定にかかわらず、同

項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

理 由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十八年三月三十一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

平成二十七年六月十八日印刷

平成二十七年六月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F